

あなたの企業の一員に

 京都信用保証協会
レポート

2020

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES





理事長 山内 修一

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2020」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の業務内容や幅広い取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、京都府内の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響の急激な拡大に伴い、短期間のうちに未曾有の経済危機に直面する厳しい状況が続いています。とりわけ、中小企業・小規模事業者の皆さまにおかれましては、日々の資金繰りが悪化するなど、事業存続に関わる極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、当協会では今回の新型コロナウイルス関連の対応を最優先課題に位置付け、事業者の皆さまの資金繰り支援の要請に迅速にこたえることを社会的使命として、全力を挙げて取り組んでいます。未だ収束の目途が立たない不透明な状況にありますが、この難局からできるだけ早く脱却できるよう、金融機関をはじめ関係団体の皆さまとの連携を一層強化し、事業者の皆さまの状況に応じたきめ細やかな経営支援にも注力していく所存です。

地域社会のセーフティネット機関である当協会としては、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を積極的に果たすとともに、今日の厳しい社会経済状況の中にあるからこそ明日を切り開く京都産業の振興に向け、共に貢献してまいりたいと考えております。また、業務を通じてSDGs（持続可能な開発目標）への貢献など広く社会共通の価値の向上にも尽力してまいりますので、今後ともご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画	3
トピックス	6
令和元年度の主な取組み	12
広報活動	16
信用保証の実績	18
令和元年度事業報告	28
信用補完制度	33
信用保証の概要	35
コンプライアンス態勢	44
役員構成	48
組織機構図	49
本所・支所のご案内	50

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

概要

令和2年3月31日現在

名称	京都信用保証協会		
設立認可	昭和14年8月1日		
根拠法律	信用保証協会法		
役員構成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基本財産	560億円 〈内訳〉		
	基金	76億円	
	基金準備金	484億円	
利用企業者数	22,797企業（府内中小企業者の約30%）		
事業規模	保証承諾額（令和元年度）	10,306件 1,996億円	
	保証債務残高	41,353件 5,802億円	
役員数	常勤役員	5名（非常勤役員16名）	
	職員	161名	

創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町657-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年	8月1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成31年	2月12日	本所事務所移転
		所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
令和元年	9月6日	創立80周年を迎える

中期事業計画・年度経営計画

第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

京都信用保証協会は、これまでの「金融と経営の総合支援サービス機関」としての取組みを更に充実させ、顧客目線に立って府内中小企業者等に寄り添った質の高い金融支援・経営支援業務により、地方創生・地域活性化に貢献していきます。

コンプライアンス及び危機管理態勢についても一層強化するとともに、財政基盤の強化を図り、より信頼される保証協会を目指します。また、風通しの良い職場環境づくりと人材育成、平成30年度中の本所移転によるハード面の整備に加え、ソフト面でも各関係機関とのネットワークを一層強化させることにより、中小企業者等に対するサービス向上をこれまで以上に進めていきます。

以上を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

1 中小企業者等の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

2 中小企業者等の経営支援・事業再生の促進に関する取組みの推進

3 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

4 適正保証及び各種保証制度の推進

5 個々の債務者や保証人の実情に合わせた効率的回収

6 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

7 将来に向けた新たな機能や役割の構築と活力ある組織体制

令和2年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気は、消費税増税後も軽減税率やポイント還元などの景気対策に一定の効果がみられ、全体としては緩やかな拡大基調が続いてきました。観光関連産業においても、主要宿泊施設・観光施設への入込数が前年度を上回り好調に推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」)の影響による観光客の減少から、飲食・旅行・宿泊関連業等では売上が急減しており、製造業の生産活動や運送・物流、さらに国民生活など社会全般に甚大な影響が広がってきています。また、個人消費および府内有効求人倍率についても弱めの動きとなっています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界経済の停滞が懸念され、また、WHO(世界保健機関)がパンデミックを宣言するなど、事態は刻々と変わってきており、今後も経済活動、市民活動への影響が長引けば、さらに厳しい局面を迎えることが予想されます。

(2) 中小企業者等を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者(以下「中小企業者等」という。)の景況感は、全産業において低下傾向にあり、中小企業者等が抱える経営上の不安要素として売上不振、競争激化、人手不足、人件費増加などが挙げられています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大、米中貿易摩擦、英国欧州連合離脱を巡る不透明感により世界経済も減速しており、外需への期待値も低いことから、さらなる景況感の悪化が予想されます。

東京商工リサーチによると、府内の平成31年1月から令和元年12月までの負債総額1,000万円以上の倒産は、240件(前年同期比88.56%)、金額148億円(同65.9%)となっており、件数・金額とも低水準で推移しています。全般的には小口倒産が多く、サービス業・建設業における「人手不足倒産」の増加が深刻化しており、もともと厳しい経営環境にあった中小企業者等が、新型コロナウイルスの影響を受け倒産に至った事例も出てきています。

2. 業務運営方針

新型コロナウイルスにより影響が生じている中小企業者等の資金繰り支援を最優先課題と位置付け、中小企業者等の実情に応じて、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう全力を挙げて取り組みます。

また、府内中小企業者等の事業維持・発展のため「金融と経営の総合支援サービス機関」として、中小企業者等のライフステージに応じた金融支援、経営支援に取り組みます。京都経済センターへの移転から1年が経過し、より一層関係機関との連携・交流を強化し、多様なニーズに対応した新しい取組みを積極的に展開していきます。

債権管理においては、効率的に求償権の管理・回収を図り、事業継続および再生が見込める債務者については、専門家派遣や求償権消滅保証等の活用による金融正常化を推進します。

加えて、世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)への貢献を意識し、業務を通じて広く社会に求められる活動を行います。

以上を踏まえ、令和2年度は、次の事項を主要項目として取り組みます。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 中小企業者等の様々な資金ニーズに対応するため、京都府、京都市協調融資制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。災害等発生時には、特別相談窓口の開設や各種制度創設等により迅速に対応します。
- ② 中小企業者等の事業性を評価した融資を金融機関と連携して推進します。
- ③ 創業支援策として、協会主催による創業セミナーや勉強会、専門家派遣による創業計画策定支援

「創業バリューアップサポート」を行います。また、「創業サポートデスク」、「創業サポーター」、女性創業支援チーム「ことそら」を中心に創業予定者への伴走支援を行います。

- ④ 事業承継サポートデスクを中心に、事業承継セミナーの開催や金融機関、関係機関等と連携し、専門家を活用した「京都バトンタッチサポート」により事業承継計画の策定支援等を実施します。
- ⑤ 中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」・「京都プロアップサポート」・「京都ランクアップサポート」・「京都バトンタッチサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ⑥ 海外展開サポートデスクを中心に、関係機関と連携しながら企業のグローバル化、海外向け販路開拓、インバウンドへの対応等への支援を実施し、企業の国際化支援に取り組みます。
- ⑦ 条件変更企業については、企業訪問による実態把握に努めるとともに、金融機関と緊密な連携を図り、個々の中小企業者等の状況を勘案しつつ、早期に経営支援を行うなど、きめ細かい対応を実施していきます。
- ⑧ 再生支援については、行政・中小企業再生支援協議会、地域金融機関等と緊密な連携を図り、「中小企業再生支援資金」の活用等により積極的に取り組みます。また、フォローアップが必要な再生支援先についてモニタリングを強化し、企業訪問や京都バリューアップサポートなどを活用した本業支援を行います。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ① 代位弁済後において、債務者・連帯保証人等（以下「債務者等」という。）との接触頻度を高め最新の情報を把握するとともに、その情報を反映させた進捗管理・入金管理により適切で効率的な債権管理・回収を行います。
- ② 債務者等の実態を把握し、それぞれの生活基盤・事業基盤を十分考慮した債務圧縮へのサポートを主眼においた血の通った債権回収を行います。
- ③ 地図情報システムを活用した現地訪問を行い、生活状況や返済能力等実態把握に努め、分割弁済開始や増額の交渉機会を増やします。
- ④ 事業継続及び再生が見込まれる債務者について、経営支援部門と連携し、中小企業診断士等の専門家派遣による経営改善計画の策定、求償権消滅保証等による経営支援及び金融正常化を検討します。
- ⑤ 十分な返済能力に欠けるものの、誠意をもって定期弁済を継続している保証人に対し、一部弁済による保証債務免除を活用します。

(3) コンプライアンス態勢およびSDGsへの取組みの推進

- ① 公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ② 公正・公平・平等な業務を徹底し、反社会的勢力等の関与案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③ 内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。
- ④ SDGsへの貢献を意識し、具体的な取組みを推進します。

3. 保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	2,000億円	121.2%
保証債務残高	5,400億円	95.6%
代位弁済	120億円	92.3%
回収	25億円	80.6%

トピックス

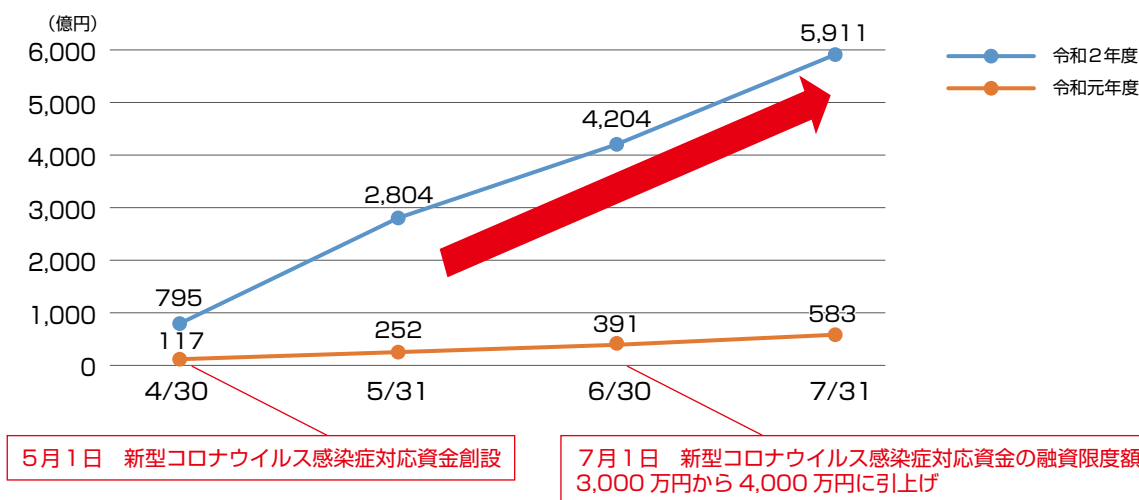
新型コロナウイルス感染症への対応

《保証申込対応状況》

全体の保証申込・保証承諾の実績は、令和2年3月以降、件数・金額ともに急増しました。特に「新型コロナウイルス感染症対応資金」が5月に創設されてからは、本制度が売上高減少率や企業規模等、一定の要件を満たす場合に、信用保証料に加えて当初3年間の利息が実質的に不要になることから、申込が殺到し、5月の保証申込金額は前年同月の約15倍、6月は約10倍となりました。また、本制度の融資限度額が引き上げられた7月の保証申込金額は前年同月の約9倍となりました。

このような状況の中、審査部門だけでなく他部署の職員も含めて、全社態勢で保証申込に対応しており、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに支障が出ないよう、迅速な対応に努めています。

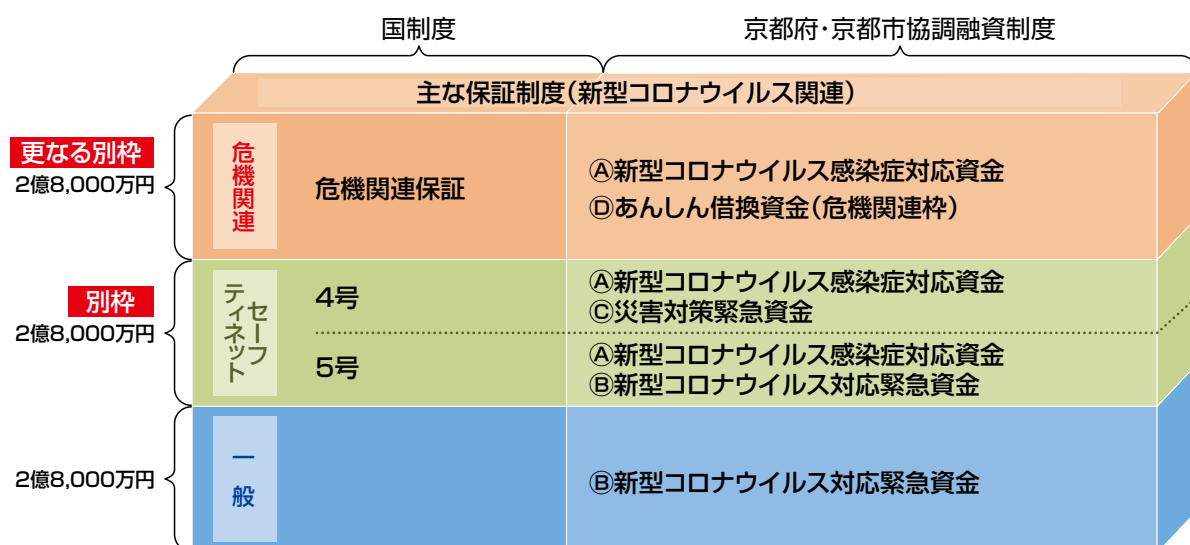
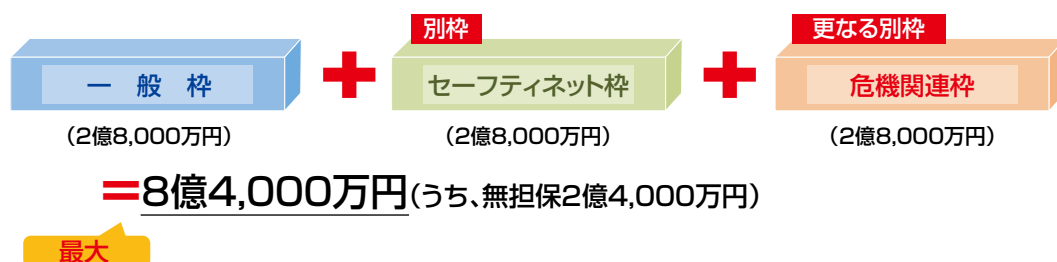
保証申込金額の推移（累計）



《主な経過》

日時	内容
令和2年 1月29日	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設
2月 6日	府市協調融資「新型コロナウイルス対応緊急資金」が創設
3月 2日	セーフティネット保証4号が発動
3月 6日	セーフティネット保証5号の指定業種が緊急的に追加（+40業種・総計192業種）
3月 7日	休日電話相談対応を開始（5月からは窓口相談にも対応）
3月13日	セーフティネット保証5号の指定業種が緊急的に追加（+316業種・総計508業種） 危機関連保証が発動
4月 1日	セーフティネット保証5号の指定業種が追加（+79業種・総計587業種）
4月10日	セーフティネット保証5号の指定業種が追加（+151業種・総計738業種）
5月 1日	府市協調融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」（実質無利子・無保証料の無担保融資）が創設 セーフティネット保証5号の指定業種が全業種（1,145業種）に拡大
7月 1日	府市協調融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額引上げ 3,000万円⇒4,000万円

《新型コロナウイルス関連の保証限度額》

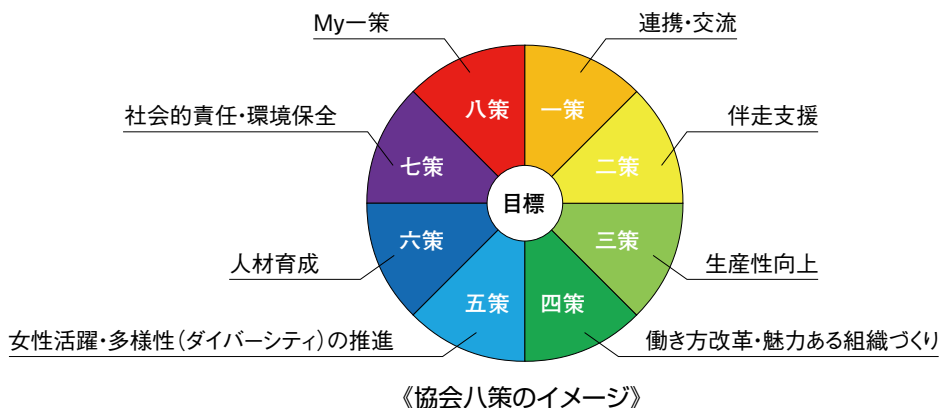


《新型コロナウイルス関連の京都府・京都市協調融資制度》

制度名	A 新型コロナウイルス感染症対応資金			B 新型コロナウイルス対応緊急資金		© 災害対策緊急資金	④ あんしん借換資金 (危機関連枠)
	SN4号	SN5号	危機関連保証	普通保証	SN5号	SN4号	危機関連保証
対応保証	SN4号	SN5号	危機関連保証	普通保証	SN5号	SN4号	危機関連保証
売上減少要件	▲20%以上	▲5%以上	▲15%以上	▲10%以上	▲5%以上	▲20%以上	▲15%以上
業歴要件	なし			府内で6か月以上		府内で1年以上	府内で6か月以上
融資限度額	4,000万円 (令和2年7月1日～) ※令和2年5月1日～6月30日は3,000万円			有担保： 2億円 無担保： 8,000万円		2億8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)			10年以内 (2年以内)			
融資利率	年0.90% 利子補助あり、3年間無利子 ※SN5号の場合のみ次のいずれかを満たす必要あり ①売上高等の減少率が▲15%以上 ②個人事業主かつ小規模事業者			年1.20%		年0.90%	新規：年1.10% 借換：年1.70%
保証料率	年0.85% (経営者保証免除対応時は年1.05%) 保証料補助あり、保証料ゼロ ※SN5号の場合のみ次のいずれかを満たす必要あり (満たさない場合は1/2の保証料補助) ①売上高等の減少率が▲15%以上 ②個人事業主かつ小規模事業者			有担保：0.35～1.70% 無担保：0.45～1.70% (会計参与割引の適用可)	0.75% (会計参与割引の適用可)	0.90% (会計参与割引の適用可)	0.80% (会計参与割引の適用可)

※「SN」はセーフティネット保証

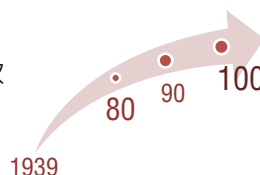
■ 創立100周年に向けた基本指針「協会八策」の策定
～さらなる飛躍のための羅針盤として～



当協会が今後も社会や顧客にとって一層役立つ組織へと飛躍するべく、あるべき姿に向かって当協会役員一同が進んでいくための中長期的な基本指針として、坂本龍馬作と言われる「船中八策」にちなんで、「協会八策」を令和2年3月に決めました。

「協会八策」は、急激な少子高齢化の進展、本格的な人口減少、世界的な競争の激化、ICTの急速な発展・普及、地球環境問題（地球温暖化、プラスチックごみ対策等）など、日本社会全体がかつて経験したことのない大きな課題を抱えている状況の下、当協会が創立100周年を迎える20年後においても、京都の発展に寄与し、京都の地域経済に欠かせない重要な役割を担っている組織であるために、必要な改革を実行し、かつ、協会経営の基盤を強固にするためのものです。

なお、この「協会八策」は、社会経済情勢の変化に伴い、必要に応じて柔軟に見直すものとします。



I 目標（あるべき姿）

中小企業・小規模事業者が地域社会の中核として活躍し続けられるよう、当協会は「オール京都」の一員として、関係機関との連携を強化し、「金融と経営の総合支援サービス機関」としての役割を果たすとともに、京都の産業振興、イノベーションの創出や地域経済の発展に貢献します。

また、社会的責任を果たすため、常にSDGsを意識して行動します。そのために、職員全員がいきいきと暮らし、働きます。

II 基本指針（協会八策）

1 連携・交流

京都経済センター内の団体をはじめ、金融機関、関係機関等との連携・交流を更に強化し、オール京都でのプラットフォームを進化させます。

また、様々な企画、事業、ネットワークに参画し、新しい価値を生み出していきます。

2 伴走支援

常に「中小企業目線」を意識して、企業に寄り添い、悩みを共有し、知識、経験、情報、ネットワークを駆使して、一緒になって課題を解決する努力を惜みず、企業のライフステージに応じた支援を実施します。

また、保証・経営支援に限らず、回収局面においても顧客の状況に応じた伴走支援等を行うとともに、地域創生に貢献します。

3 生産性向上

生産性の向上が不可欠であることを深く認識し、創意工夫を結集します。

とりわけ、AI時代の協会業務を見据えて、金融機関・関係機関との連携を図りながら業務のICT化を加速させるとともに、不断のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）によって生産性を高めます。生産性向上で生み出した経営資源を顧客サービスの充実に振り向けます。

4 働き方改革・魅力ある組織づくり

世代、部署、職位を越えた職員間の連携を深め、継承すべき組織文化や経験・ノウハウはこれからも共有・継承し、見直すべき働き方や風土は思い切って刷新するなど、全員がいきいきと成長できる新しい組織文化を築きあげます。

相互に忌憚のない意見を出し合える“風通しのよい明るい職場”で、仕事と生活が調和した魅力ある組織を作ります。

5 女性活躍・多様性（ダイバーシティ）の推進

女性職員の比率を高め、その活躍の場を拡大します。

また、男女、年齢を問わず、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。

知識経験、キャリア、ライフスタイルなどの異なる多様な人材の能力や発想、価値観を融合して、より質の高い企画提案とその実行や組織の活性化を図ります。

6 人材育成

職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を基礎に、“寄り添い力”を兼ね備えた、課題解決力を有する総合力のある人材を育成します。

併せて、法律、労務、税務、システム等高い専門性を有した人材を育成します。

7 社会的責任・環境保全

法令や社会規範等を遵守し、公正で透明性のある事業活動を通じて、顧客・関係機関・職員・社会からの信頼・期待に応え、社会的責任を果たします。

また、持続可能な社会を目指すオール京都の一員として、協会のあらゆる活動において環境への負荷低減に努めます。

8 わたしの一策 《My 一策》

一人ひとりが自分を成長させるための一策を加えます。

トピックス

■ 創立80周年記念保証の創設

創立80周年記念保証「みらい80（保証利用先対象）」、「かけはし80（新規先対象）」を創設し、多くのご利用をいただきました。

〈保証承諾実績〉 (単位：百万円)

制度名	件数	金額
みらい80	615	7,956
かけはし80	61	928
合計	676	8,884

(取扱期間：令和元年9月2日～令和2年3月31日)



■ ビジネスフェアへの出展

令和元年10月16日および17日に、「中信ビジネスフェア2019（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」が京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催されました。当日は、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、信用保証の仕組みや京都バリューアップサポート、事業承継の取組み等についてご案内しました。



■ 海外視察研修の受入れ

令和2年2月12日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修の受入れを行いました。海外視察研修の受入れは、平成15年以降毎年続いており、今年で17回目となります。

今回は、9か国9名の研修員が来協され、信用補完制度や当協会の最近の取組事例について説明しました。



■ 『「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証』、及び『えるぼし認定』の取得

当協会は従来からワーク・ライフ・バランス推進及び女性の活躍推進に取り組んでおり、令和元年7月31日付で京都府の『「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証』を、令和元年8月5日付で京都労働局から女性活躍推進法に基づく『えるぼし認定（二つ星）』を全国の信用保証協会ですべて初めて取得しました。

平成30年11月には厚生労働省から子育てサポート企業『くるみん認定』も取得しており、今後も引き続き職場のダイバーシティを推進し、働きやすい職場環境づくりに努めていきます。



〈ワーク・ライフ・バランス認証〉



〈えるぼし認定〉

■ 大学との連携のための講師の派遣

平成30年3月5日、京都府立大学、京都産業大学、龍谷大学との間で地域の活性化、産学公連携の推進に関し包括連携協定を締結しました。

これを機に、各大学や学会等に講師を派遣し、信用保証協会の役割や当協会が取り組む経営支援等の業務内容を紹介しています。今後も様々な関係機関との連携を強化します。

●講師派遣

- ・令和元年10月 京都産業大学
- ・令和元年12月 京都府立大学
- ・令和元年12月 京都府公立大学法人
- ・令和2年 1月 龍谷大学公開講座（講師：上原専務理事）



《京都産業大学》



《龍谷大学公開講座》

■ 大学連携型インターンシップの実施

令和元年8月19日から30日にかけて、大学連携型のインターンシップ生を1名受け入れました。長期間の受入れは、平成30年度に続いて2回目となり、業務内容、保証承諾案件、経営支援案件の説明、企業訪問、伝統工芸視察等を実施しました。地域人材育成の観点から、今後も積極的に受入れを継続していきたいと考えています。



■ 地元美術大学の学生による作品の展示

平成30年度から、当協会では京都市立芸術大学と連携し、学生の教育支援を目的に、学生が制作した絵画作品を展示しています。

現在は新たに福角春奈^{ふくすみはるな}氏の油画を当協会の総合受付に展示しています。

また、平成30年度から総合受付に展示していた神山実貴子^{こうやまみきこ}氏の日本画についても、応接通路に展示していますので、併せてご覧ください。



福角 春奈 氏

「過ぎ去る時、留まる記憶のもの悲しさの中で」(油画)

【作品説明】

流動的な画材の様子と水のあり方の類似から、水の本質だと思うところに着目し制作をしています。

神山 実貴子 氏

「廻流」(日本画)

【作品説明】

山藤は山地の樹木に巻き付いて生育し、時には地面を這うようにツルを伸ばす。地面に広がった藤の葉が風を受けてなびく様子は、まるで水が流れるようである。めぐり廻っていく水の流れを山藤にのせて。



令和元年度の主な取組み

創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

令和元年度の創業に係る保証承諾は、188件（前年度比91.3%）9億4百万円（同80.6%）となりました。また、創業計画策定等を支援する「チャレンジ」創業バリューアップサポートは、年度内に16企業の支援を行いました。

○創業セミナー“京、コトはじめ”の開催

令和元年6月8日および23日に、当協会が主催する女性のための創業セミナー“京、コトはじめ”を開催し、2日間で87名の方に参加いただきました。また、セミナー終了後、参加者の中で具体的に創業を計画している方を対象とした“京、コトはじめ”勉強会も開催しました。全5回のカリキュラムを受講された13名の参加者に修了証を授与しました。



《創業セミナー“京、コトはじめ”》



《“京、コトはじめ”勉強会》

○創業手帳セミナーの開催

令和2年2月1日に本所（京都市）、22日に山城支所（宇治市）で、全国の創業者向けに“創業手帳”を提供する創業手帳株式会社との共催により創業手帳セミナーを開催しました。支所での創業手帳セミナーの開催は当協会初めての取組みで、創業を検討中の方や、創業間もない経営者の方々総勢35名にご参加いただきました。



○創業サポーター認定制度

創業支援体制を強化するため、当協会では「創業サポーター認定制度*」を平成29年度から創設しています。第3期となる令和元年度は、6名の創業サポーターを新たに認定しました（累計33名）。今後も創業サポーターが中心となり、創業期にかかる様々な課題に対して伴走支援を行います。



※ 創業サポーター認定制度：職員自らが身近な相談役として、創業希望者に的確なアドバイスを行うスキルを養成する当協会独自の認定制度です。

■ 経営支援の取組み

オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を補助しています。

令和元年度は50件・約9百万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、661件、約106百万円の費用補助を行いました。

○京都バリューアップサポート

【京都バリューアップサポート派遣メニュー別完了実績】

メニュー	平成25年以前	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
フルサポート	112	41	126	97	111	113	117	717
ワンデイサポート	50	11	83	49	48	36	21	298
プラスサポート	3	19	22	20	11	8	6	89
スーパーサポート			42	62	67	57	42	270
チャレンジ(I・II)		5	10	11	10	8	16	60
合計	165	76	283	239	247	222	202	1,434

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から1,400社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポート概要】

名称	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。【派遣回数：最大5回】
ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業様に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。【派遣回数：最大12回】
(創業) チャレンジ I	創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。【派遣回数：5回程度】
(創業) チャレンジ II	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】

○京都バトンタッチサポート・京都ランクアップサポート・京都プロアップサポート

令和元年度に外部専門家を派遣し、事業承継計画の策定支援を行う「京都バトンタッチサポート」を創設しました。また、平成30年度には、外部専門家を派遣し事業環境分析や経営課題の抽出を行い経営改善計画の策定支援を行う「京都ランクアップサポート」を、平成29年度には、生産性向上を目指す企業を対象に経営力向上計画の策定支援を行う「京都プロアップサポート」を開始しており、外部専門家との連携強化、経営支援メニューの拡充に努めています（専門家派遣費用は、全て当協会負担）。なお、令和元年度においては、「京都バトンタッチサポート」6社、「京都ランクアップサポート」13社、「京都プロアップサポート」3社の支援を完了しました。

○京都弁護士会と「専門家派遣事業に関する協定」を締結

経営支援のさらなる充実を図るべく、令和2年2月28日に京都弁護士会と「専門家派遣事業に関する協定」を締結しました。本協定により、専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）について、京都弁護士会に所属する経営革新等支援機関の弁護士を事業者の負担なしで派遣することが可能となりました。



令和元年度の主な取組み

■ 再生支援の取組み

再生支援に係る令和元年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、32企業2億78百万円となりました。

中小企業再生支援資金による再生の取組みは、9企業19億21百万円の保証承諾実績となりました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行っていきます。

○「京都再生ネットワーク会議」の開催

令和元年7月11日および12月6日に、京都再生ネットワーク会議を開催しました。

それぞれ通算32回、33回となった本会議では、令和元年度における中小企業再生支援資金の保証実績やモニタリング・フォローアップ実績の報告や、再生支援協議会の活動と最近の動きについて報告がありました。その後、各回ともにお招きした講師による講演があり、限られた時間ではありましたが、再生支援業務の理解をより一層深めることができました。

また、会議終了後、講師を囲んだ懇親会では、再生支援関係者同士の交流が図られ、京都の中小企業支援に向け、更なる連携を深めることができました。



○中小企業再生支援全国本部から「感謝状」を受賞

平成30年度における当協会の再生支援の取組みが中小企業再生支援協議会事業に貢献したと評価され、令和元年8月28日に中小企業再生支援全国本部から「感謝状」を受賞しました。



■ 海外展開支援の取組み

○“第14回国際雑貨EXPO2019【夏】”の出展企業を支援

令和元年6月26日～28日に東京ビッグサイトにて開催された本イベントにおいて、出店希望のあった京都府内の6社に京都パビリオンとして共同出展いただき、海外バイヤーとのテストマーケティング及び商談の機会を提供しました。

また、出展当日も当協会職員が東京ビッグサイトへ同行し集客活動を行い、企業と一体となり販路開拓を目指しました。



○海外向けバイヤーマッチングの実施

令和元年11月7日～8日に京都北部の清酒製造企業を対象とした「海外向けバイヤーマッチング」を実施しました。京都北部地域に限定し、観光資源の重要な要素である食と密接な関係にある清酒の海外販路開拓支援を行うことにより、地方創生に寄与することも目的としています。

海外に販路を有するバイヤーを3社の酒蔵へ招き、商談の場を提供しました。その際、当マッチングを橋渡しした当協会職員、専門家が商材提案や製造工程見学の場に立ち会い、円滑な商談となるようフォローしました。



■ 事業承継支援の取り組み

○「京都事業承継サポート会議」の創設

令和元年5月31日に、府内中小企業者に対する事業承継支援の充実と促進を図るべく、「京都事業承継サポート会議」を地元金融機関等と創設し、同日に第1回会議を、令和2年2月26日に第2回会議をそれぞれ開催しました。



○「京都想いをつなぐファンド」の設立

本ファンドは中小企業者の事業承継の支援を目的とし、当協会、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、フューチャーベンチャーキャピタル㈱と共同で設立しました。同一都道府県に本店を置く全ての信用金庫及び信用保証協会が出資する事業承継ファンドの組成は全国初の取組みで、保証だけでなく、投資でも組織の垣根を超えた支援を実施していきます。



名称	京都想いをつなぐ投資事業有限責任組合
ファンド総額	330百万円
設立日	令和2年1月29日
運用期間	10年（最長2年の延長可能）
組合員構成	【有限責任組合】 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都信用保証協会 【無限責任組合】 フューチャーベンチャーキャピタル㈱
投資対象	各有限責任組合員の営業エリア内に本社又は拠点を有する中小企業者

○事業承継セミナーの開催

令和2年2月7日に、京都市、綾部市、京丹後市（綾部市、京丹後市はテレビ配信システムによる中継）において親族内承継をテーマとした事業承継セミナーを開催し、事業承継を検討されている経営者や後継者の方々総勢110名にご参加いただきました。

本セミナーは「明るくわかりやすい事業承継セミナー」を目指し、講師等には実際に事業承継を行い、現在進行形で事業を発展させているバイタリティを持った経営者を招聘しました。

セミナーは二部構成で、第一部は30歳の若さで上場企業を承継した経営者による講演を、第二部では当協会利用者を中心とした経営者3名によるパネルディスカッションを行いました。



○事業承継に係る経営支援の拡充

《「事業継続・発展シート作成支援」の創設》

事業承継期にある中小企業者を対象に「事業継続・発展シート」の作成を通して、事業の見える化支援を実施しています。



《「京都バトンタッチサポート」の創設》

後継者（後継者候補を含む）を有する中小企業者の「事業承継計画」の策定支援を実施しています。



広報活動

ホームページによる情報発信

当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しています。また、外出先からも当協会ホームページを快適にご覧いただけるようスマートフォンやタブレット端末での表示にも対応可能となっています。今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新しますので、ぜひご活用ください。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配付しています。

平成30年度に引き続き、令和元年度も嵯峨美術短期大学との産学連携プロジェクトとして「保証月報」表紙の作画を依頼しており、「京の風物詩」をテーマに学生が描き上げた個性豊かで色鮮やかなデザインが表紙を飾りました。



※ 「保証季報」は当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

「信用保証ご案内」の発行

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニューなど、中小企業や関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



LINE利用による情報発信

令和2年2月に、当協会の公式LINEアカウントを開設しました。中小企業者、関係機関の皆様を対象に、保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しています。



報道機関へのニュースリリース

令和2年2月1日「承継支援へファンド」
京都新聞掲載



令和2年2月29日「中小・小規模経営の支援充実」
京都新聞掲載



創立80周年記念事業

令和元年9月6日に創立80周年を迎えたことを記念し、記念事業を実施しました。

《記念講演会の開催》

令和元年12月9日に記念講演会を開催しました。講師には、「日経ウーマン ウーマンオブザイヤー 2019大賞」を受賞されるなど大注目の女性起業家 中村朱美氏と、「元スピードスケート選手 長野オリンピック金メダリスト」で現在は経営者としても手腕を発揮されている清水宏保氏をお招きしました。約300名もの多数の方々にご参加いただき、盛会のうちに終わることができました。



中村朱美氏



清水宏保氏

《記念誌の発行》

創立80周年記念誌「八十年の歩み」を発刊し、金融機関、関係機関等に配付しました。

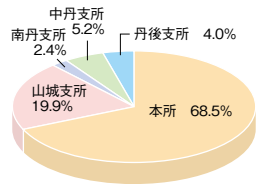


信用保証の実績

令和元年度 事業概況

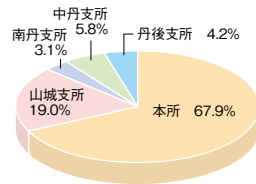
保証承諾 (単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	6,456	136,696	118.8
山城支所	2,387	39,645	112.1
南丹支所	295	4,767	93.6
中丹支所	654	10,419	114.1
丹後支所	514	8,053	91.6
合計	10,306	199,580	115.1

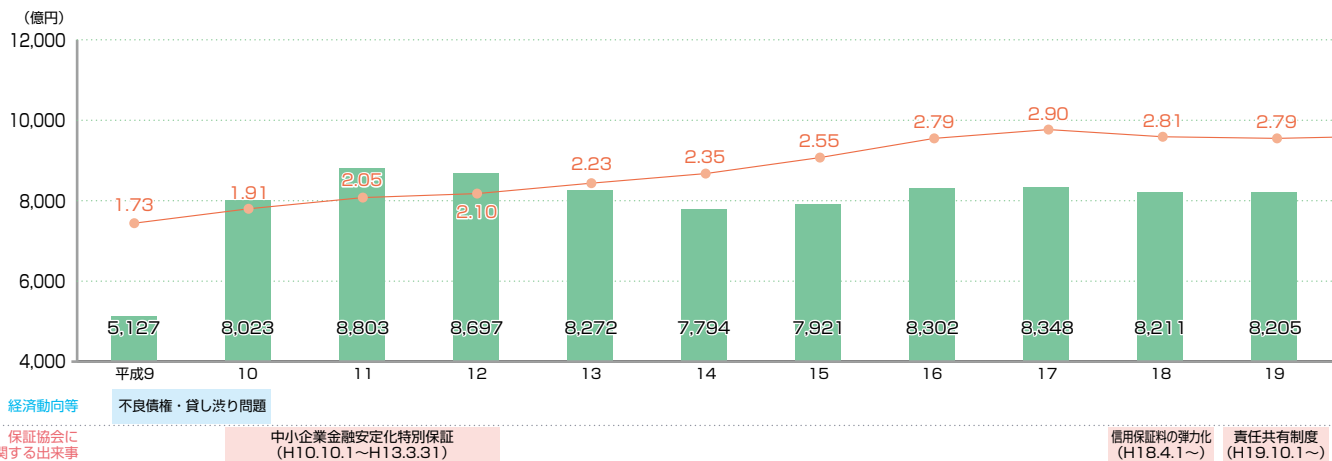


保証債務残高 (単位：百万円・%)

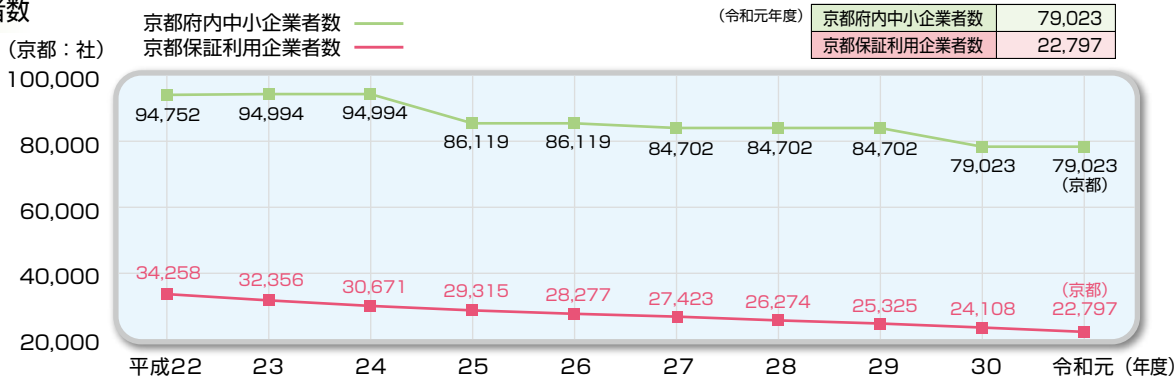
区分	件数	金額	前年度比
本所	26,649	393,809	95.0
山城支所	8,429	110,305	97.5
南丹支所	1,537	18,010	89.8
中丹支所	2,618	33,537	94.5
丹後支所	2,120	24,523	93.0
合計	41,353	580,183	95.2



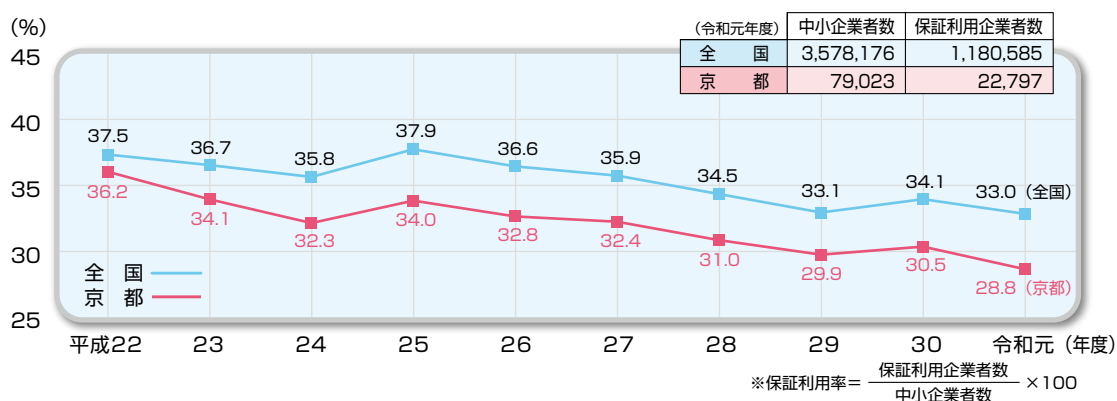
保証債務残高の推移



保証利用企業者数

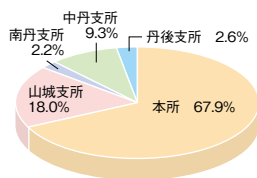


保証利用率



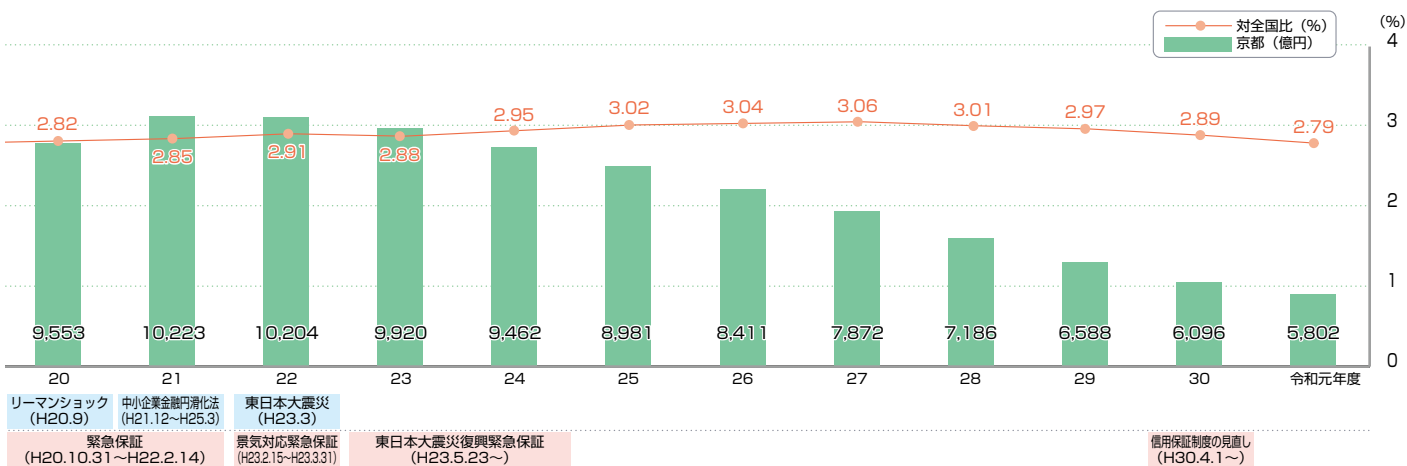
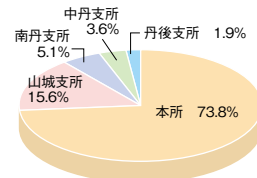
代位弁済 (単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	392	6,764	79.7
山城支所	98	1,797	101.4
南丹支所	21	216	26.4
中丹支所	43	926	251.7
丹後支所	21	261	169.5
合計	575	9,964	85.9

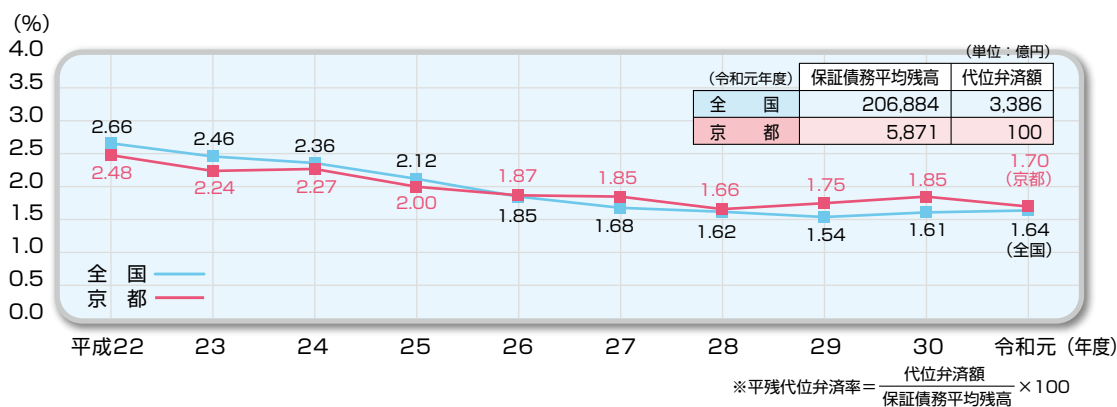


求償権回収 (単位：百万円・%)

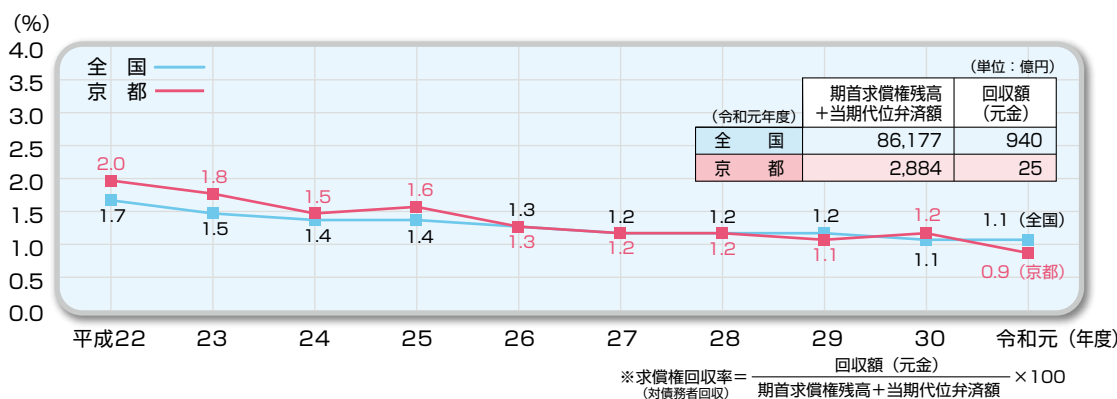
区分	件数	金額	前年度比
本所	179	1,843	67.6
山城支所	49	389	79.5
南丹支所	11	127	120.2
中丹支所	7	90	45.4
丹後支所	2	48	47.8
合計	248	2,497	69.0



平残代位弁済率



求償権回収率



信用保証の実績

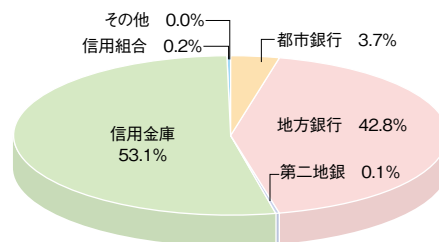
令和元年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	204	7,475	72.4
地方銀行	4,329	85,362	117.2
第二地銀	15	246	10.2
信用金庫	5,710	106,030	121.3
信用組合	42	384	136.0
その他	6	84	37.1
合計	10,306	199,580	115.1

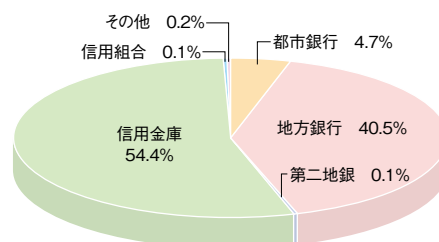
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

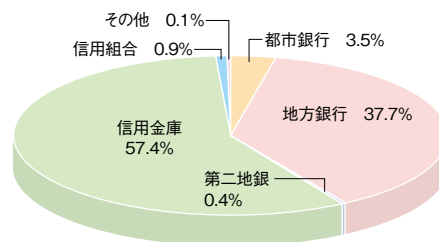
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	1,306	27,482	89.6
地方銀行	16,069	235,158	97.3
第二地銀	72	494	7.2
信用金庫	23,652	315,476	96.1
信用組合	119	641	93.7
その他	135	932	70.0
合計	41,353	580,183	95.2



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	19	346	96.6
地方銀行	201	3,759	86.4
第二地銀	5	39	15.7
信用金庫	347	5,723	86.2
信用組合	2	88	-
その他	1	9	128.4
合計	575	9,964	85.9



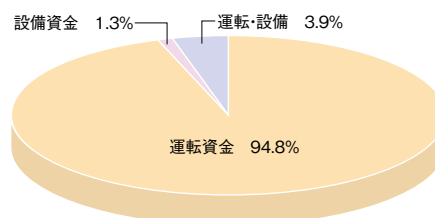
令和元年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	9,475	189,298	117.0
設 備 資 金	317	2,521	99.6
運 転・設 備	514	7,761	85.3
合 計	10,306	199,580	115.1

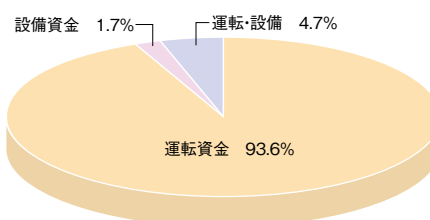
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

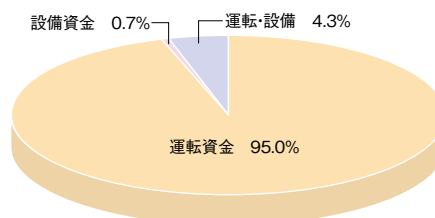
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	37,157	543,011	95.3
設 備 資 金	1,714	9,636	92.0
運 転・設 備	2,482	27,537	93.8
合 計	41,353	580,183	95.2



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	531	9,471	85.0
設 備 資 金	17	70	146.7
運 転・設 備	27	424	103.7
合 計	575	9,964	85.9



信用保証の実績

令和元年度 制度別

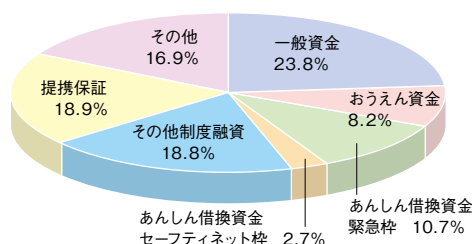
保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
一般資金	1,870	47,585	98.5
おうえん資金	2,546	16,324	103.9
あんしん借換資金 緊急枠	876	21,352	79.9
あんしん借換資金 セーフティネット枠	116	5,450	107.2
その他制度融資	1,956	37,435	259.0
提携保証	1,171	37,652	88.8
その他	1,771	33,781	162.8
合計	10,306	199,580	115.1

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

構成比(金額)

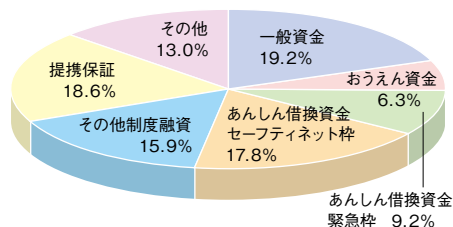


保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
一般資金	6,475	111,535	97.8
おうえん資金	9,135	36,286	106.4
あんしん借換資金 緊急枠	2,983	53,524	98.6
あんしん借換資金 セーフティネット枠	7,362	103,055	78.6
その他制度融資	5,347	92,517	97.2
提携保証	5,671	108,006	96.2
その他	4,380	75,260	109.6
合計	41,353	580,183	95.2

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

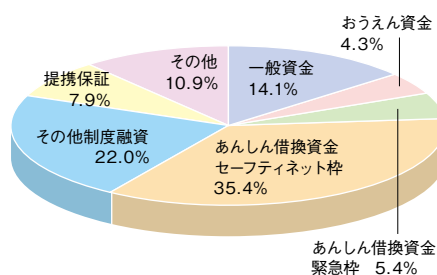


代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
一般資金	88	1,409	102.4
おうえん資金	104	426	82.2
あんしん借換資金 緊急枠	33	535	78.0
あんしん借換資金 セーフティネット枠	169	3,532	86.0
その他制度融資	66	2,196	87.6
提携保証	50	786	70.9
その他	65	1,082	83.4
合計	575	9,964	85.9

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計



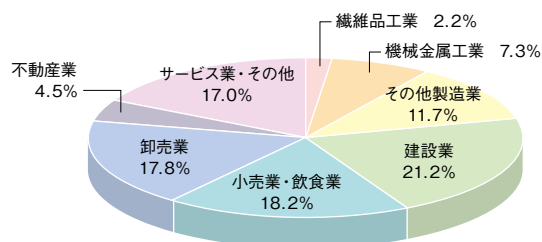
令和元年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	254	4,450	112.5
機械金属工業	644	14,618	120.6
その他製造業	1,067	23,356	121.8
建設業	2,361	42,385	106.4
小売業・飲食業	2,183	36,418	114.7
卸売業	1,371	35,560	111.1
不動産業	490	8,934	133.9
サービス業・その他	1,936	33,859	121.3
合計	10,306	199,580	115.1

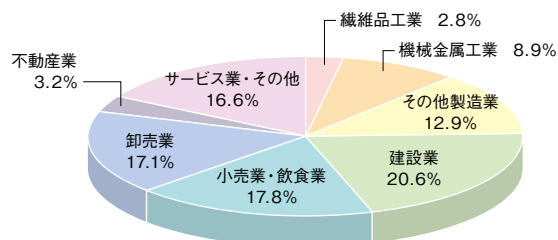
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

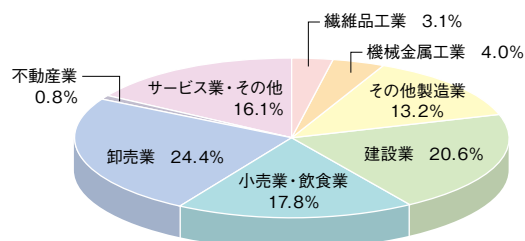
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	1,257	16,370	89.8
機械金属工業	2,769	51,655	93.7
その他製造業	4,436	74,794	94.2
建設業	9,459	119,394	94.8
小売業・飲食業	8,602	103,529	96.6
卸売業	5,432	99,401	93.8
不動産業	1,771	18,832	103.8
サービス業・その他	7,627	96,208	96.6
合計	41,353	580,183	95.2



代位弁済

(単位：百万円・%)

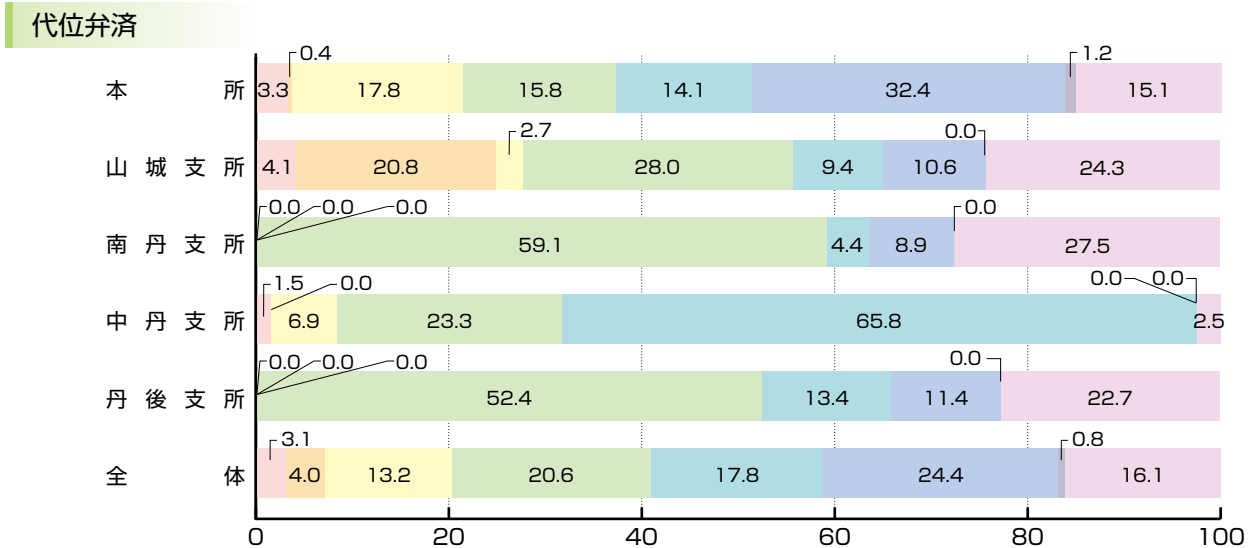
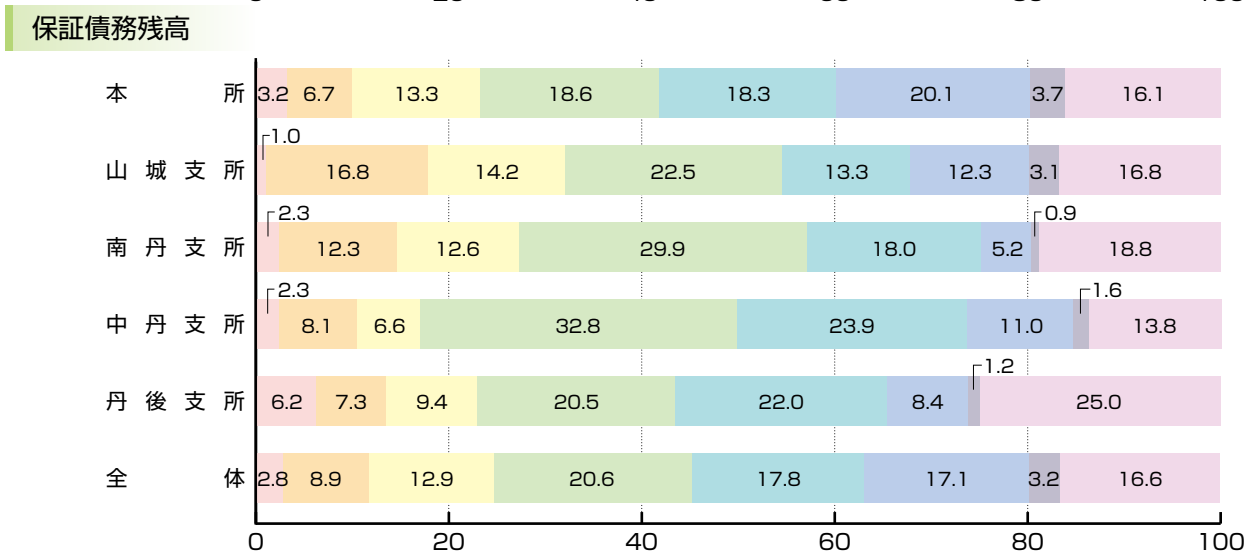
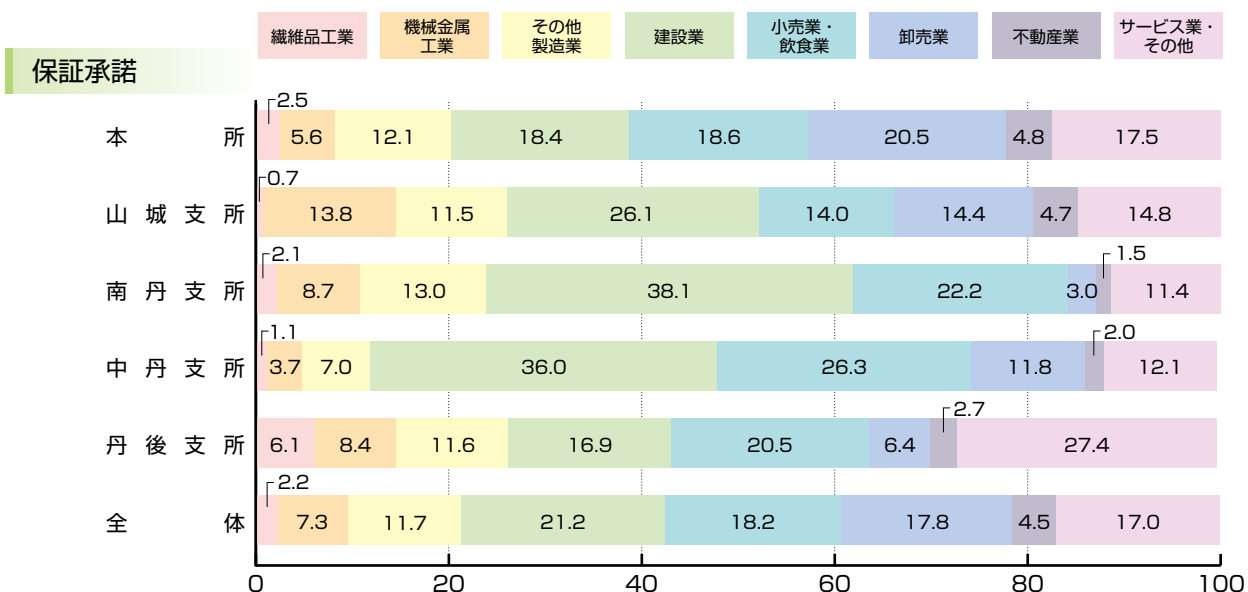
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	21	309	89.6
機械金属工業	13	398	71.4
その他製造業	71	1,318	76.7
建設業	115	2,053	96.3
小売業・飲食業	144	1,776	58.6
卸売業	114	2,430	89.7
不動産業	5	78	128.5
サービス業・その他	92	1,602	153.4
合計	575	9,964	85.9



信用保証の実績

■ 本支所別の業種構成比（金額）

◆ 信用保証の実績

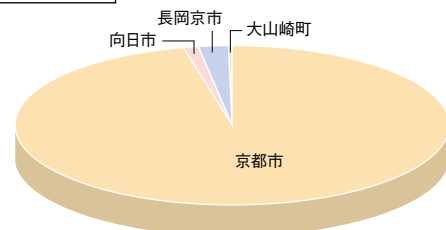


令和元年度 市町村別（保証承諾）

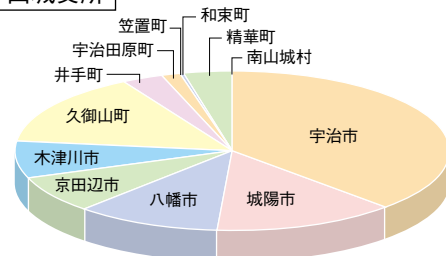
(単位:百万円, %)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
			前年度比	構成比	
本所	京都市	6,092	130,466	119.6	65.4
	向日市	135	1,666	86.4	0.8
	長岡京市	170	2,939	107.4	1.5
	大山崎町	17	234	60.5	0.1
山城支所	宇治市	928	15,058	115.8	7.5
	城陽市	363	5,488	126.4	2.7
	八幡市	209	4,310	120.1	2.2
	京田辺市	219	3,109	89.0	1.6
	木津川市	204	2,994	103.5	1.5
	久御山町	282	5,898	116.4	3.0
	井手町	47	1,169	118.1	0.6
	宇治田原町	31	556	78.1	0.3
	笠置町	2	3	4.9	0.0
	和束町	15	129	122.1	0.1
	精華町	104	1,403	119.0	0.7
	南山城村	0	0	0.0	0.0
	南丹支所	亀岡市	192	2,824	98.9
南丹市		67	1,251	70.8	0.6
京丹波町		37	722	105.5	0.4
中丹支所	福知山市	258	4,091	103.3	2.0
	綾部市	115	1,791	132.9	0.9
	舞鶴市	300	5,159	115.9	2.6
丹後支所	宮津市	114	1,485	80.2	0.7
	京丹後市	305	5,403	101.3	2.7
	伊根町	6	44	19.3	0.0
	与謝野町	94	1,389	97.1	0.7
	計	10,306	199,580	115.1	100.0

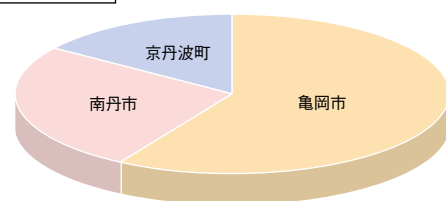
本所



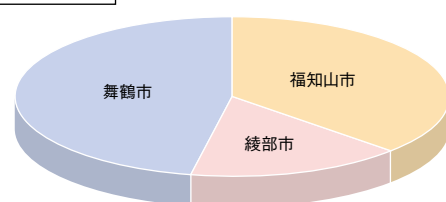
山城支所



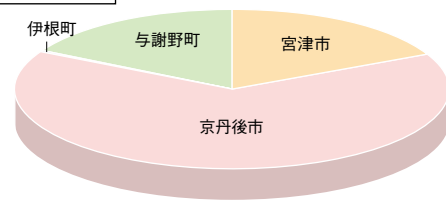
南丹支所



中丹支所



丹後支所



信用保証の実績

令和元年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位:百万円, %）

保証債務残高						代位弁済		
業務区域	区分	件数	金額		金額	前年度比		
			前年度比	構成比				
本所	京都市	25,287	378,418	95.0	65.2	6,610	77.5	
	向日市	530	6,332	93.6	1.1	1	10.0	
	長岡京市	774	9,156	95.6	1.6	136	150.7	
	大山崎町	77	836	100.5	0.1	0	0.0	
山城支所	宇治市	3,191	39,563	100.0	6.8	285	58.1	
	城陽市	1,140	13,671	95.5	2.4	211	272.8	
	八幡市	787	12,438	102.3	2.1	44	14.7	
	京田辺市	878	9,514	94.8	1.6	202	72.9	
	木津川市	720	8,576	91.8	1.5	393	458.6	
	久御山町	893	15,610	96.8	2.7	543	483.4	
	井手町	154	2,732	93.3	0.5	0	0.0	
	宇治田原町	201	2,951	93.5	0.5	0	0.0	
	笠置町	13	84	53.3	0.0	0	0.0	
	和束町	72	662	83.5	0.1	110	—	
	精華町	364	3,697	104.1	0.6	28	80.5	
	南山城村	7	30	71.6	0.0	0	—	
	南丹支所	亀岡市	967	10,604	87.6	1.8	197	62.0
南丹市		400	4,833	90.1	0.8	17	3.5	
京丹波町		152	2,097	99.6	0.4	0	0.0	
中丹支所	福知山市	1,033	13,042	95.5	2.2	9	13.5	
	綾部市	399	5,526	97.8	1.0	0	—	
	舞鶴市	1,187	15,234	92.4	2.6	919	301.7	
丹後支所	宮津市	455	4,630	93.2	0.8	20	32.1	
	京丹後市	1,250	15,125	92.2	2.6	228	2,132.6	
	伊根町	36	410	97.7	0.1	0	—	
	与謝野町	386	4,415	96.0	0.8	12	15.5	
			41,353	580,183	95.2	100.0	9,964	85.9

■ 創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14~ 平成5	650,533	3,529,419	51,328	423,054	37,887	126,526	23,072	76,217	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
令和元	10,306	199,580	41,353	580,183	575	9,964	248	2,497	334	3,247
累計	1,228,499	12,741,711	—	—	81,027	582,729	37,403	229,570	—	—

※ 求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

令和元年度事業報告

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	69,457	基本財産	56,017,274,519
預け金	24,344,495,539	基金	7,645,877,060
有価証券	78,898,939,000	基金準備金	48,371,397,459
その他有価証券	19,000,000	制度改革促進基金	0
動産・不動産	3,360,434,090	収支差額変動準備金	28,008,000,000
保証債務見返	580,183,272,940	責任準備金	3,513,815,138
求償権	3,247,140,170	求償権償却準備金	707,242,105
雑勘定	1,750,805,069	退職給与引当金	1,283,863,000
未収利息	61,511,769	損失補償金	0
未経過保険料	1,683,038,569	保証債務	580,183,272,940
その他	6,254,731	求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	22,090,688,563
		仮受金	64,829,615
		保険納付金	239,353,187
		損失補償納付金	25,360,041
		未経過保証料	21,718,416,260
		未払保険料	4,539,998
		未払費用	38,189,462
合計	691,804,156,265	合計	691,804,156,265

上記貸借対照表は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると、次のとおりとなります。

令和2年3月31日現在

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	24,344,564,996	責任準備金	3,513,815,138
有価証券	78,898,939,000	退職給与引当金	1,283,863,000
その他有価証券	19,000,000	借入金	0
動産・不動産	3,360,434,090	雑勘定	22,090,688,563
求償権	3,247,140,170	負債合計	26,888,366,701
求償権償却準備金	▲707,242,105	《正味財産》	
雑勘定	1,750,805,069	基本財産	56,017,274,519
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	28,008,000,000
		正味財産合計	84,025,274,519
合計	110,913,641,220	負債及び正味財産合計	110,913,641,220

・保証債務見返（資産）・保証債務（負債）各580,183,272,940円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、除いています。

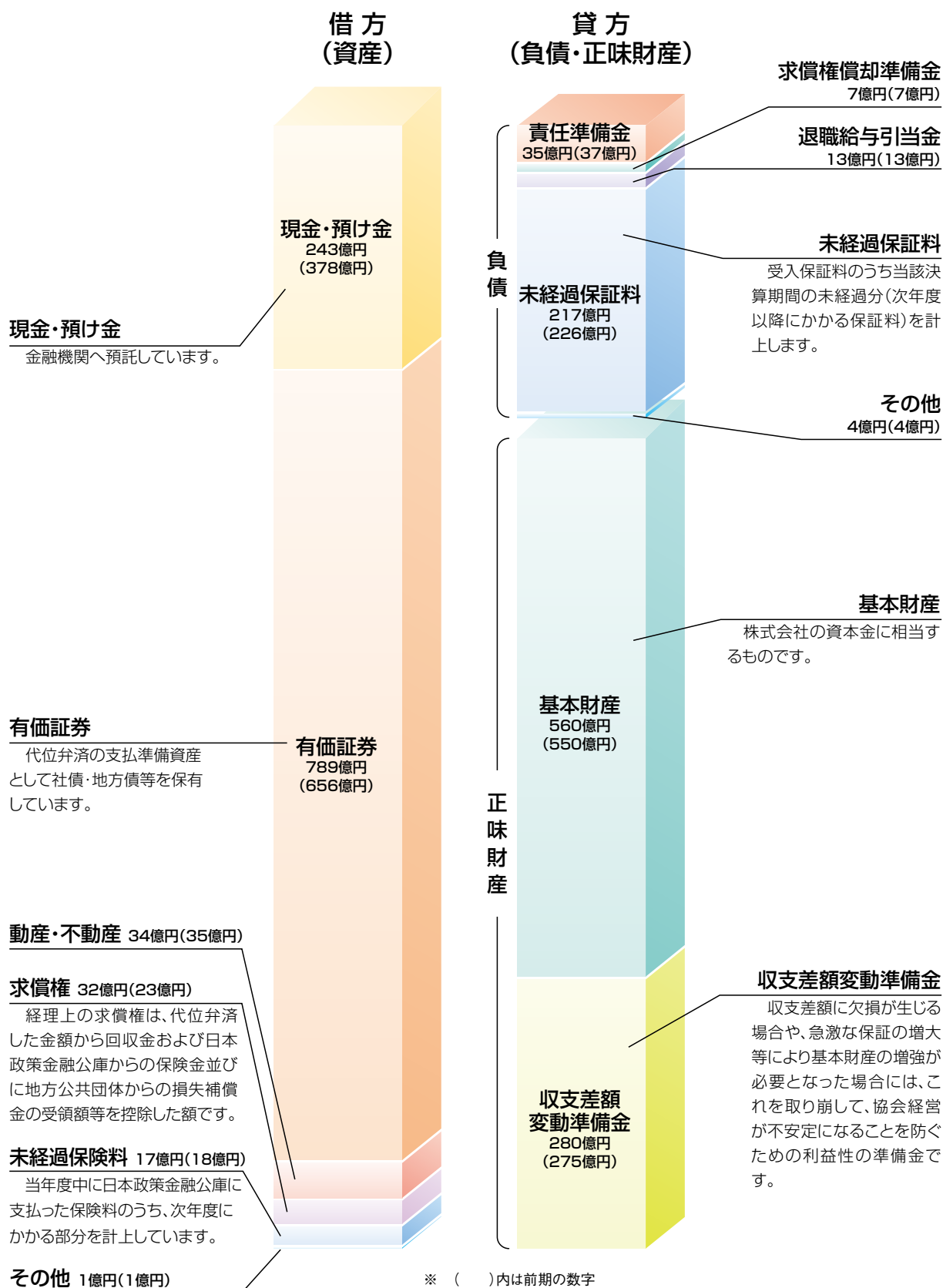
財産目録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	69,457	責任準備金	3,513,815,138
預け金	24,344,495,539	求償権償却準備金	707,242,105
有価証券	78,898,939,000	退職給与引当金	1,283,863,000
その他有価証券	19,000,000	損失補償金	0
動産・不動産	3,360,434,090	保証債務	580,183,272,940
保証債務見返	580,183,272,940	求償権補てん金	0
求償権	3,247,140,170	借入金	0
雑勘定	1,750,805,069	雑勘定	22,090,688,563
合計	691,804,156,265	合計	607,778,881,746
		正味財産	84,025,274,519

■ 貸借対照表《図解》



※ ()内は前期の数字
 ※ 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いています。
 ※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

収支計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額
経常収入	8,065,573,095
保証料	6,424,024,880
預け金利息	9,241,039
有価証券利息配当金	580,089,085
延滞保証料	0
損害金	118,817,043
事務補助金	38,244,256
責任共有負担金	841,405,000
雑収入	53,751,792
経常支出	5,763,197,437
業務費	2,209,097,214
借入金利息	0
信用保険料	3,554,059,764
責任共有負担金納付金	0
雑支出	40,459
経常収支差額	2,302,375,658
経常外収入	12,460,441,063
償却求償権回収金	390,198,421
責任準備金戻入	3,683,722,075
求償権償却準備金戻入	662,102,647
求償権補てん金戻入	7,724,413,420
保険金	6,798,865,608
損失補償補てん金	925,547,812
その他収入	4,500
経常外支出	13,269,196,112
求償権償却	8,778,879,751
雑勘定償却	31,619,911
退職金	1,869,300
責任準備金繰入	3,513,815,138
求償権償却準備金繰入	707,242,105
その他支出 他	235,769,907
経常外収支差額	▲808,755,049
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,493,620,609
収支差額変動準備金繰入額	503,000,000
基本財産繰入額	990,620,609

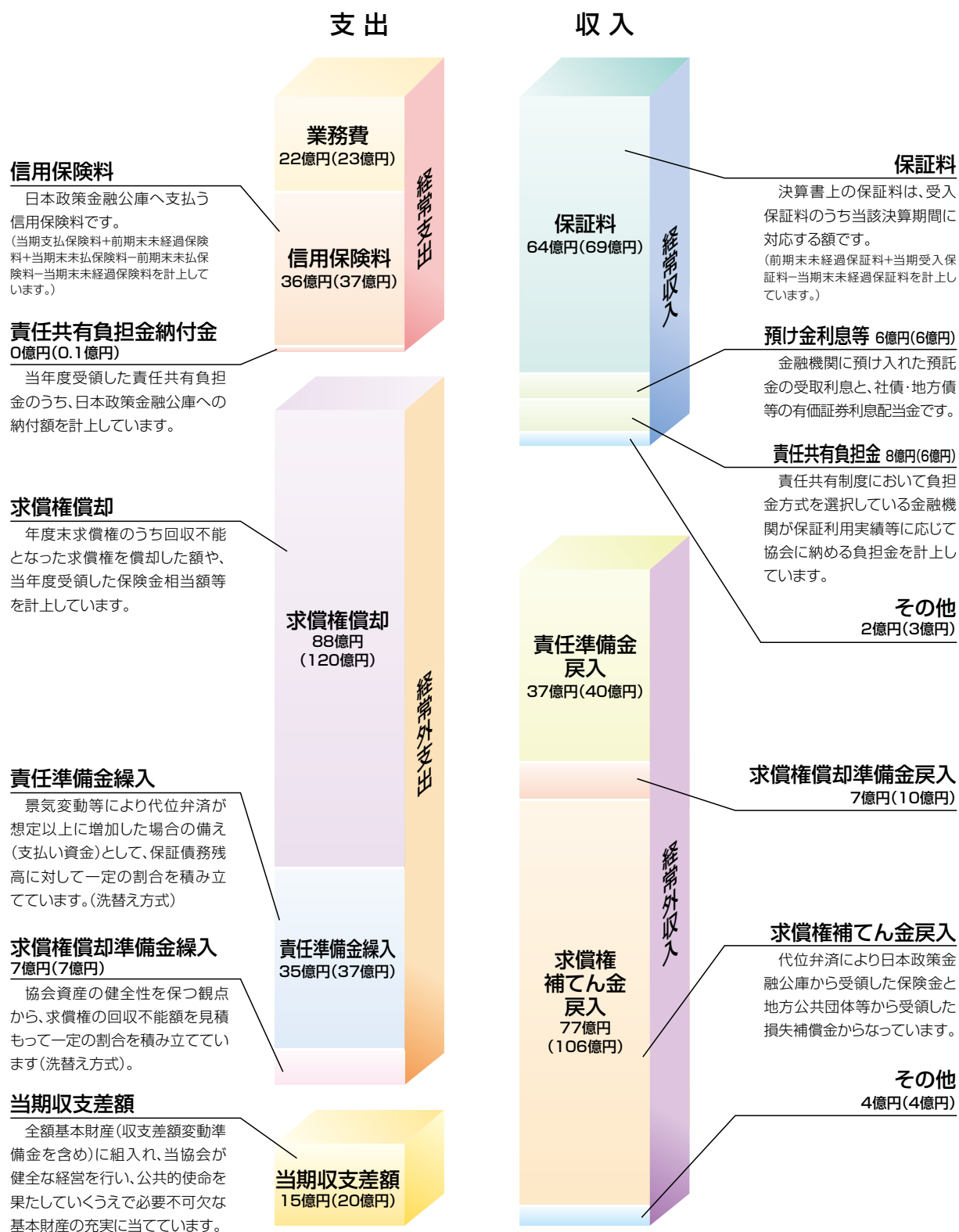
左記収支計算書は、信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると、次のとおりとなります。

(単位：円)

経常外収支		
科目	金額	
償却求償権回収金	390,198,421	…①
責任準備金		
戻入	3,683,722,075	
繰入	▲3,513,815,138	
(当期純戻入額)	169,906,937	…②
求償権償却準備金		
戻入	662,102,647	
繰入	▲707,242,105	
(当期純戻入額)	▲45,139,458	…③
求償権償却		
求償権償却	▲8,778,879,751	
求償権補てん金戻入	7,724,413,420	
(当期自己償却額)	▲1,054,466,331	…④
その他	▲269,254,618	…⑤
経常外収支差額	▲808,755,049	…⑥

※ ⑥（経常外収支差額）＝①＋②＋③＋④＋⑤

収支計算書《図解》



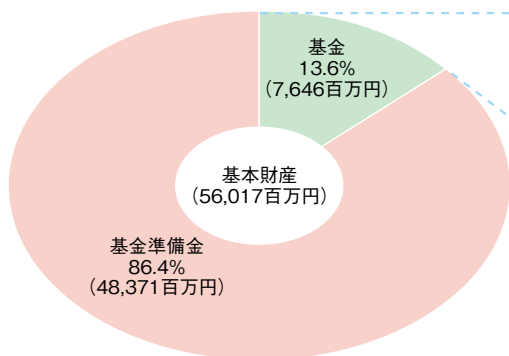
※ ()内は前期の数字

※ 各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

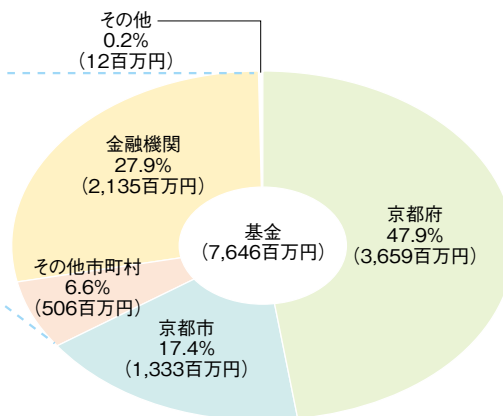
基本財産の状況

基本財産の現状

(令和2年3月末現在)

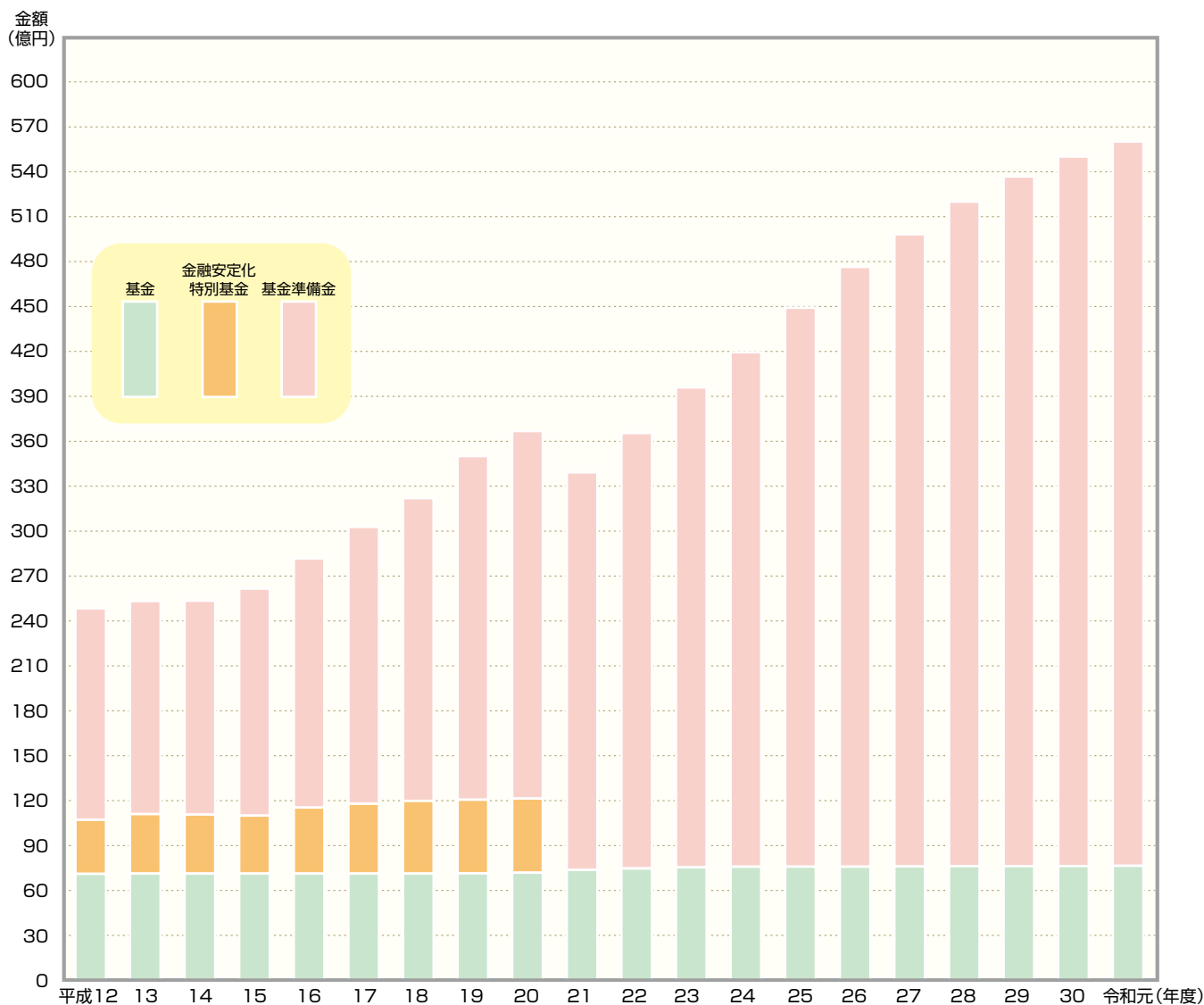


基金出捐割合



- (注) 1 基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
 2 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3 四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



令和元年度事業報告

信用補完制度

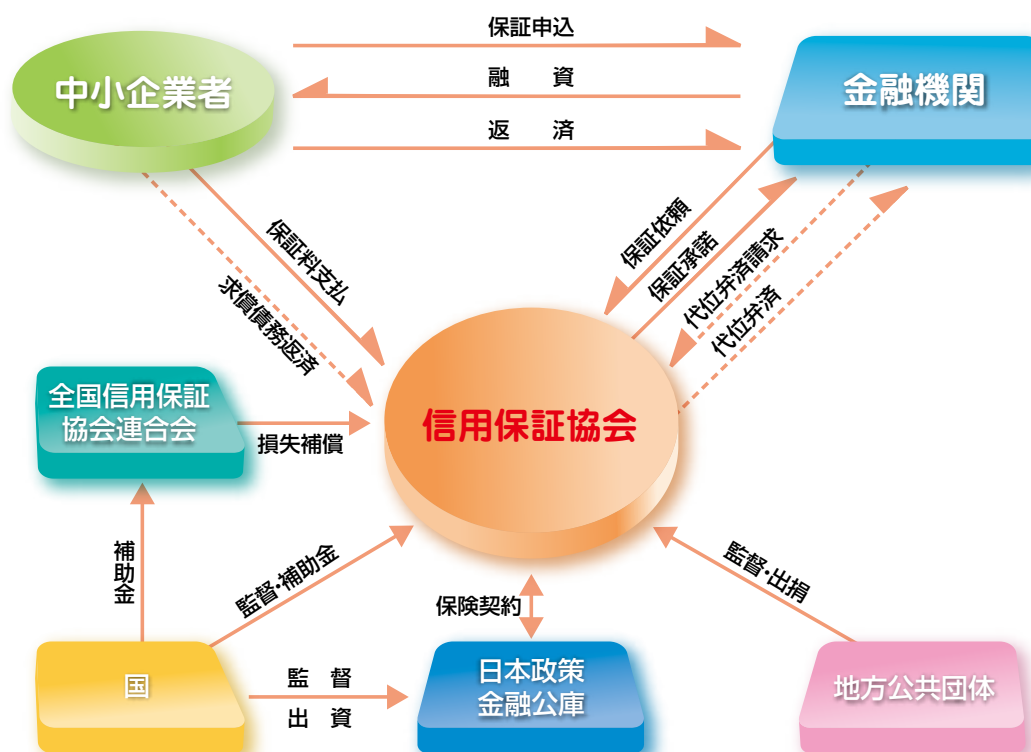
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成る信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成る信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店または事業所を有する法人

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが次の条件を満たしていれば対象となります。

- ※ 原則として下表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
- ※ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、その他保証（保険）対象外の業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）
組 合	4億8,000万円（うち、無担保保証8,000万円）

上記の保証限度額（一般枠）とは別枠でご利用いただける保証制度もあります（セーフティネット保証、危機関連保証、中小企業特定社債保証など）。

信用保証の概要

■ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合からの転貸資金を除く。）
- ③ 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

■ 保証期間

運転資金 5年

設備資金 7年

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
 - 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。
- 注） 地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

■ 連帯保証人

【個人および法人の場合】

個人は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

■ 経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 – 令和元年度の実績 –

1 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は次のとおりで、全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	10,306	681,002
うち保証人を不要とした件数…②	3,989	160,639
保証人不要の割合(②÷①)	38.7%	23.6%

2 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）を不要とする取扱い（3類型）をしています。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	19
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	2
物的担保が充足しているもの(担保型)	0

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組を進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	12
新代表者のみ保証	161
旧代表者のみ保証	395
旧代表者・新代表者とも保証必要	15

3 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	23
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	26

信用保証の概要

■ 担 保

必要に応じて、次の物的担保を提供していただきます。担保物件は、原則として①不動産、②有価証券、③流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・ 市街化調整区域内の不動産
- ・ 農地、山林
- ・ 遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・ 換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等）

■ 責任共有制度

責任共有制度

保証協会の保証付融資については、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1 X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

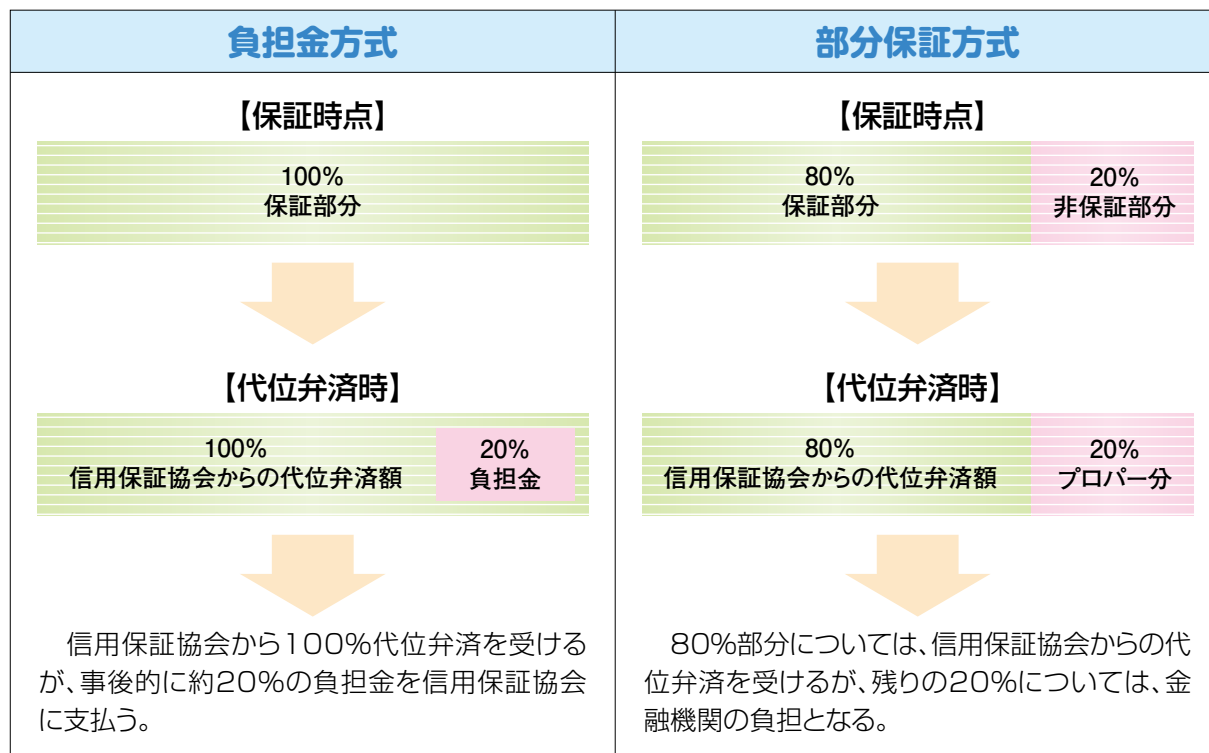
【部分保証方式】

貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象（80%保証）となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象（80%保証）となります。
 なお、対象から除かれる主な保証（100%保証）は、次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業等関連保証、創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証（下記参照）
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
 （保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・ 危機関連保証

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者への影響を緩和するために設けられた100%保証です。
 なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下）
保証限度額	2,000万円 ※ 既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、2,000万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

信用保証の概要

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価としてお支払いいただく独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用（変更）保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

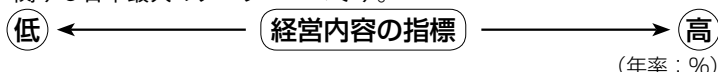
分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、信用保証料を割り引くための掛け目のことです。

信用保証料率

貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※ 「CRD」とは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

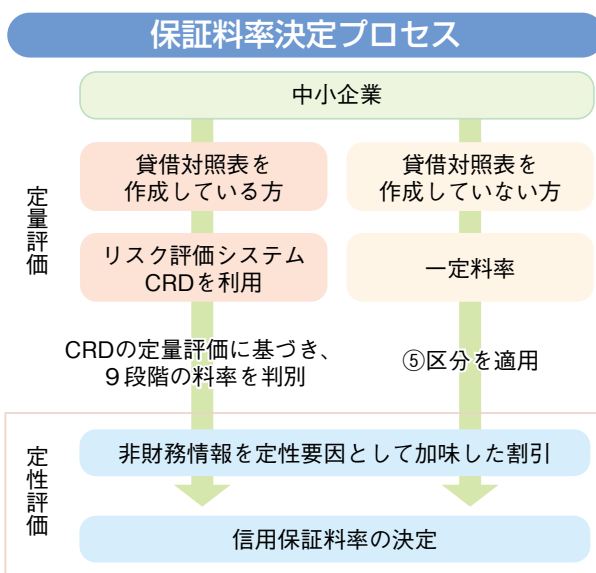
【定性要因による割引】

上記の基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

物的担保を提供いただく場合

※ セーフティネット保証など適用しない制度もあります。



(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度および危機関連保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引*

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記があることを示す書類を提出した中小企業者

※ 一括支払契約保証、事業承継特別保証制度（特別料率を適用する場合）、京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（承継無保証人型）」及び「新型コロナウイルス感染症対応資金」を除く保証が対象です。

京都府・京都市の協調融資制度の信用保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い（ 部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。

（年率：％）

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
一般資金（無担保）		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
小規模企業 おうえん資金	経営力向上関連保証	0.70 （海外投資関係保険（有担保・無担保）、新事業開拓保険（有担保）を利用する場合を除く）									
	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
	ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
あんしん 借換資金	売上減少等（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	緊急枠 保証制度 経営力強化	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
		責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	危機関連枠	0.80									
中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
	経営改善 サポート保証枠	責任共有 0.75 責任共有外 0.90									
中小企業 再生支援資金	長期資金 一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45	
	短期フォロー アップ資金 一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	長期資金 短期フォロー アップ資金 セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
災害対策 緊急資金	一般枠（無担保）	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35	
	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）									
消費税率引上げ対応資金	激基枠	0.80									
新型コロナウイルス 対応緊急資金	一般枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット保証5号	0.75									
	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	0.00									
開業・経営承継 支援資金	開業一般型	0.50（創業等）									
	開業支援型	0.50（創業関連）									
	事業転換・多角化型（無担保）	経営承継一般型 （無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		経営承継一般型 （無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		経営承継一般型 （無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		経営承継一般型 （無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営承継支援型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
経営承継借換型（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
承継無保証人型	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00		

（※1） 国の信用保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載。ただし、セーフティネット保証5号は小規模個人事業主または売上減少率▲15%以上の場合に限る。これに該当しない場合の保証料率は0.425%（経営者保証免除対応適用の場合は0.525%）となる。（保証料補助は当初保証料のみが対象であり、保証期間延長等の条件変更に伴い生じる追加保証料（年0.85%（経営者保証免除対応適用の場合は1.05%）で算出）は補助対象外）

（※2） 京都府・京都市の保証料補助による申込中小企業者の実質負担率を記載。（保証料補助は当初保証料のみが対象であり、保証期間延長等の条件変更に伴い生じる追加保証料（上表の各区分料率+0.10%で算出）は補助対象外）

信用保証の概要

■ 主な保証制度

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	信用保証料率	
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)	
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	個人・法人 2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円) 組合 4億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、 簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間もしくは2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
中小企業特定社債保証 社債発行により資金調達手段の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上7年以内	年0.45%～年1.90%	
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は1年以内)	年0.68%	
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…	2億8,000万円 (うち、無担保保証8,000万円)	15年以内	年0.95%	
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45%～年1.90%	
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京カサポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内)	10年	年0.35%～年1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に資金調達を…	1億6,000万円 (一般枠1億6,000万円（うち、 無担保保証8,000万円）の範囲内) 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35%～年1.25%

※ 信用保証料率は、貸付金額に対する率です。

■ 主な京都府・京都市協調融資制度（令和2年度）

(信用保証料率については、41ページを参照ください。)

制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
		有担保	無担保	金利優遇 制度	
一般資金 (中小企業・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 (認定経営力向上計画に係る事業のうち 新事業活動の実施に必要な資金に限る)	(取扱金融 機関が 定める 固定金利)	0.2% 引下げ
経営力向上関連 保証					
小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
		ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)		年1.7%	年1.5%
あんしん 借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	
	経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の 支援を受ける中小企業者・組合)	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.8%	
	セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	【経営安定特別保証】 無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資残高を 含み2,000万円)	年1.2%	
				借換の場合 年1.8%	
	危機関連枠	有担保 2億円 無担保 8,000万円	【危機関連保証】	年1.1% 借換の場合 年1.7%	

制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率			
				金利優遇 制度			
中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の支援を得て、 企業サポート委員会の検討に基づき経営 改善計画を作成または決定した中小企業 者・組合)	運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と 認められた場合は 15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証 または事業再生計画実 施関連保証の要件を満 たす方は、別枠利用可	金融機関の 所定利率			
中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融機関 又は京都府中小企業再生支援協議会の 支援を得て再生計画を作成した中小企業 者・組合等)	<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認めら れた場合は20年以内)	2億円		金融機関の 所定利率			
	<短期フォローアップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円					
災害対策緊急資金 (自然災害等により被害を受けた中小企 業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証及び 激甚災害保証を利用する 場合は別枠利用可	年0.9%			
消費税率引上げ対応資金	運転 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円		年1.2%			
新型コロナウイルス 対応緊急資金	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証 5号の認定を受けた方 は別枠利用可	年1.2%			
新型コロナウイルス 感染症対応資金	運転・設備 10年以内	【セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証】 4,000万円		年0.9% ※ 小規模個人事業 者または売上減少率 15%以上の場合は当 初3年間の全額補助 あり			
開業・経営承継 支援資金 (創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者)	運転・設備 10年以内 (ただし、経営承継 借換型については 特に必要と認め られた場合は 20年以内)	一開 業 型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化前 の場合は、 自己資金の範囲内	年1.2% (開業支援型・経営承 継支援型ともに、④は 取扱金融機関が定める 固定金利)			
		支開 業 型	【創業関連特別保証】 2,000万円 取扱金融機関独自融資との 調整要件(④) の場合は、独自融資での借入 額の範囲内				
		多 角 化 型 換	2,000万円 (ただし、保証協会の保証利 用可能額 (一般枠)の範囲内)				
		経 営 承 継 一 般 型	関 連 保 証 承 継			有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)	
			特 定 保 証 承 継			有担保 2億円 無担保 8,000万円	
			関 連 保 証 準 備			有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)	
			準 備 特 定 保 証 承 継			有担保 2億円 無担保 8,000万円	
		支 営 承 継	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との 調整要件(④) の場合は、独自融資での借入 額の範囲内				
		借 換 型 承 継	2億8,000万円			金融機関の 所定金利	
無 保 証 承 継 型	【事業承継特別保証】 2億8,000万円		年1.2%				

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

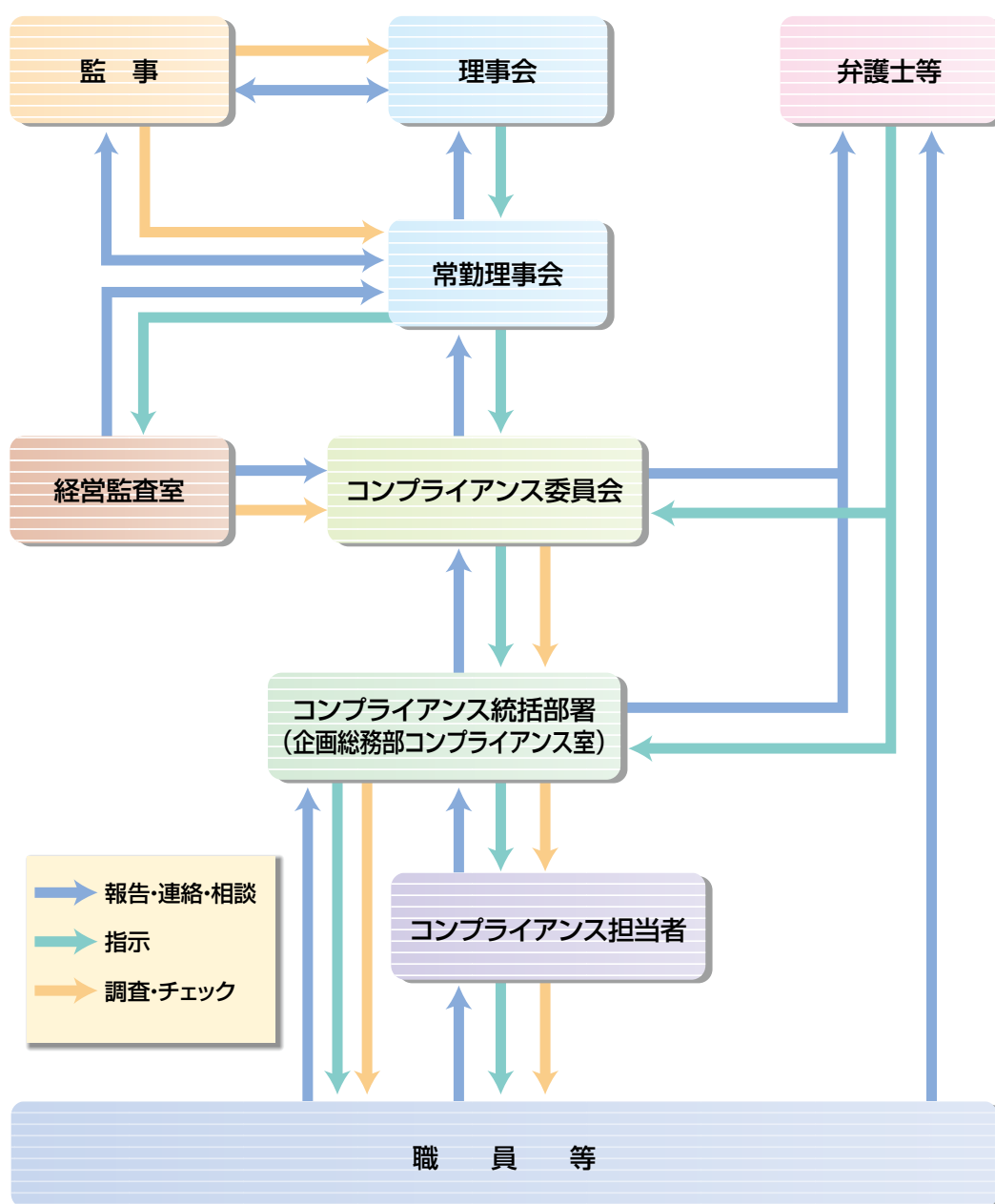
■ コンプライアンスの取組み

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

令和元年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図っていきます。

■ コンプライアンス組織体制図



■ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

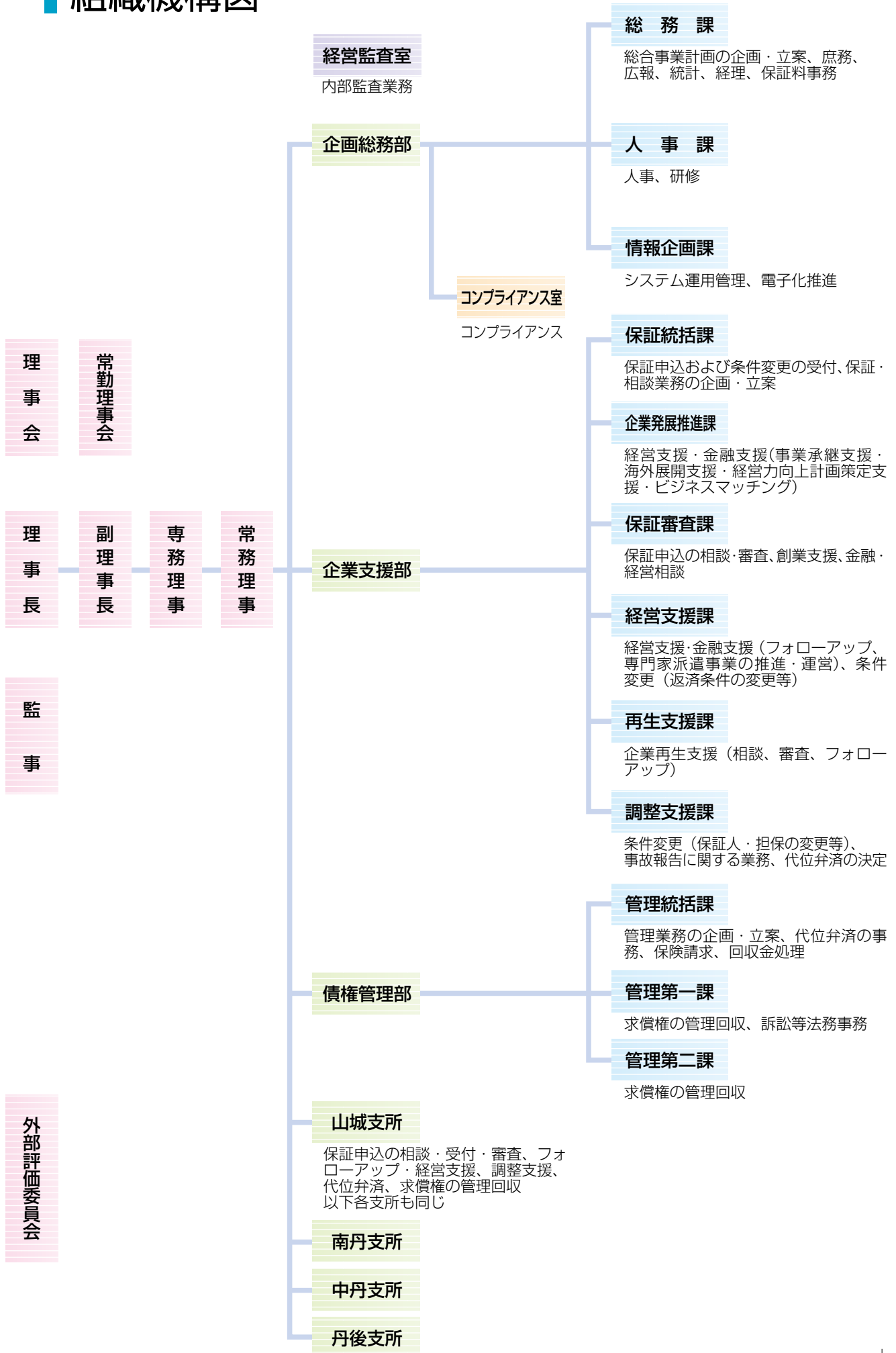
住 所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階
 《手続に関する質問窓口》 《相談・苦情窓口》
部 署 名：京都信用保証協会企画総務部 企業支援部 債権管理部
電 話 番 号：075(354)1021 075(354)1011 075(354)1031
ホームページ：https://kyosinpo.or.jp/

役員構成

(令和2年7月21日現在)

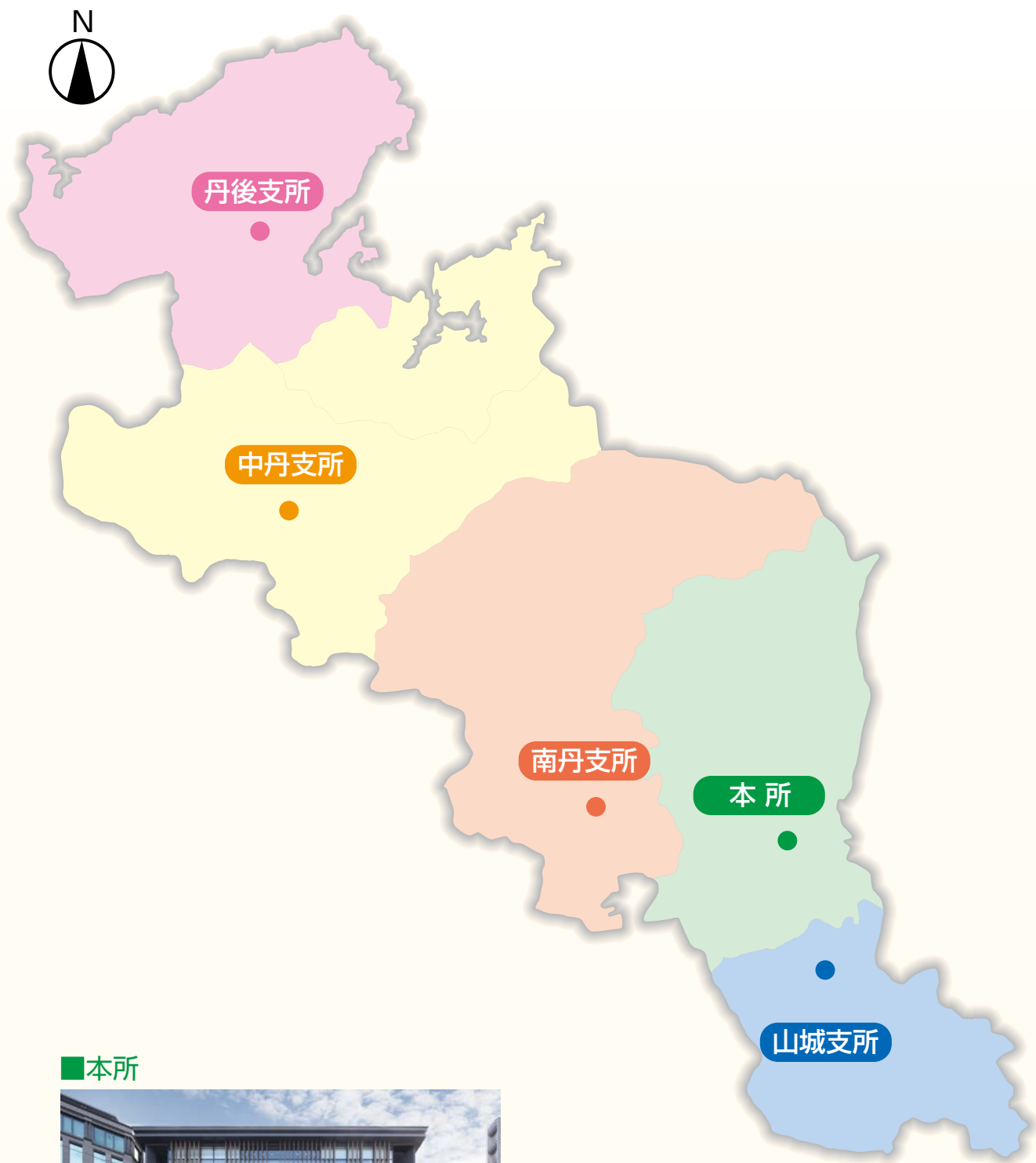
理事長	山内修一	
副理事長	足立裕一	
専務理事	上原裕史	
常務理事	木村賢二	
理事(非常勤)	鈴木一弥	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	四方源太郎	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	山本達夫	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	嶋本京司	京都市会産業交通水道委員長
理事(非常勤)	奥田敏晴	京都府市長会監事
理事(非常勤)	汐見明男	京都府町村会長
理事(非常勤)	土井伸宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	榊田隆之	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	白波瀬誠	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	吉田英都	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	安達康宏	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	渡邊隆夫	京都府中小企業団体中央会名誉顧問
理事(非常勤)	沖田康彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	津田純一	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	中野淑夫	公認会計士
監事(非常勤)	田中彰寿	弁護士
監事	窪田雅之	

組織機構図

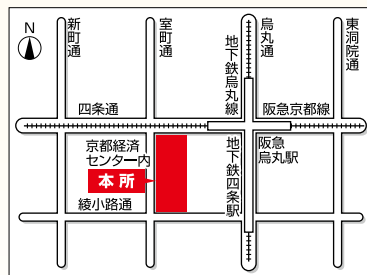


■ 本所・支所のご案内

◆ 本所・支所のご案内



■ 本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
 TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

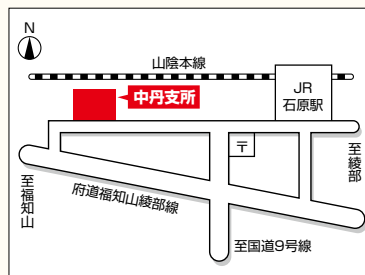
■ 業務区域 / 京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



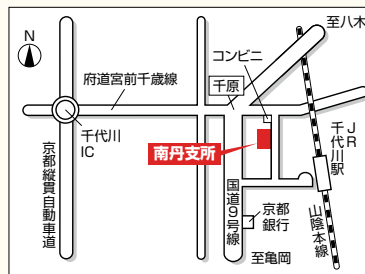
〒629-2503
 京丹後市大宮町周^{すま}積2226番地3
 TEL 0772-68-0601
 FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



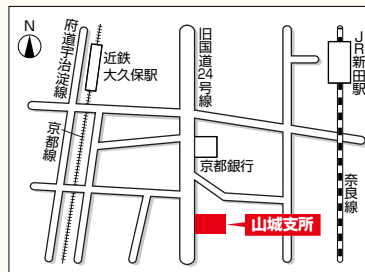
〒620-0804
 福知山市石原^{いさ}2丁目24番地
 TEL 0773-27-6156
 FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



〒621-0052
 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
 TEL 0771-22-1041
 FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



〒611-0033
 宇治市大久保町上ノ山37番地の3
 TEL 0774-43-8822
 FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



 **京都信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO
<https://kyosinpo.or.jp/>

